

1. 件名：柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（3号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和5年2月27日（月） 13時30分～16時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ
実用炉審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、雨夜上席安全審査官、藤川安全審査官

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所 第一保全部長 他10名※
本社 原子力設備管理部 設備技術グループマネージャー 他3名※
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
 - ・ 柏崎刈羽原子力発電所3号炉 高経年化技術評価書（30年目）審査会合における指摘事項の回答
 - ・ 柏崎刈羽原子力発電所3号炉 高経年化技術評価書（30年目）審査会合における指摘事項の回答（別紙1～4）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の藤川です。KK35号経年化技術評価に関するヒアリングを開始します。東京電力さんから資料について説明の方をお願いいたします。
0:00:18	はい、笠井刈羽発電所後経年評価グループの笠原です。私の方からご説明させていただきたいと思います。
0:00:25	資料は、草刈は原子力発電所3号炉OK技術評価130年目審査会合における指摘事項への回答ということで、2月21日本日付の、
0:00:37	当社の方からの資料になります。
0:00:39	めくっていただいて、右肩1ページ目になります。
0:00:44	審査会合2、1月19日ですね、もし補欠的事項についての再確認になります。
0:00:50	事象1、計算貢献技術評価書における解析結果の記載誤りについての指摘事項1になります。
0:00:59	水平展開スクリーニングフローの考え方について妥当性を説明すること。
0:01:04	サイトウになりますが、
0:01:06	詳細は次ページ以降になりますけれども、当社は朝から現職発電所3号炉、箕さん。
0:01:14	経年化技術評価に関わるすべての解析プログラムについて、使用状況、解析結果の再確認を行いました。その結果、同様の誤りが発生しないことを確認いたしました。
0:01:27	獵期により、サインフロー妥当であるものと考えております。
0:01:32	事象についても、まず結論というか、回答の最初先行でお話をさせていただきます詳細については、別途スライドの中で説明させていただきます。
0:01:45	非常に設備条項の誤り及び設備情報の訂正が気相部0ヶ所、計149ヶ所の誤りについてです。
0:01:54	ステージ5の②。
0:01:55	後続号炉、浅香丹羽原子力発電所4号炉以下経験4、
0:02:01	に向けた是正措置について説明すること。
0:02:04	14号県立事故に向けて実施する是正処置事項について再検討を行い、改めて決めました。
0:02:13	詳細は、1ページ以降になります。
0:02:16	めくっていただきまして2ページからが指摘事項の一番に対する状態な内容になります。
0:02:24	前回の説明事項の説明をさせていただきます。詳細は、別紙の1ということで、1月19日、2の審査会合で発表しました。
0:02:36	資料を再建をしています。

0:02:40	前回の説明事項ですが、1 ポツ目、計算貢献技術評価書のうち、あそこ配管の腐食、
0:02:53	耐震安全性評価結果の数値が誤りあることを確認したため、再解析を行い、耐震安全性評価結果に影響がないんだけど説明を行いました。誤りの原因は、当該評価に必要な地震力の組み合わせは、水平方向、
0:03:07	及び鉛直方向であることを、解析者は認識していたものの、
0:03:12	解析プログラムの設定値に追加の手動設定。
0:03:17	援助ここの地震力を考慮が行われないうまま、解析を行った旨、説明を行いました。
0:03:25	是正処置括弧水平展開として、
0:03:28	スクリーンのフロー図。
0:03:30	紙の 2、これは通し番号でいきますと、
0:03:33	32 ページのところに、これは 1 月 19 日に付け足すスリングフローと同じものですが、最低をしています。
0:03:41	スプリングフローズを用いて計算を、丁寧な技術評価における解析プログラムについて再区分が必要となる。
0:03:49	解析プログラムを抽出し、詳細確認を行った結果、同様の誤りが発見されなかったもので、説明を行いました。
0:03:57	これについては、京急さんについてはスピンドロー上、質はありませんでした。
0:04:03	1 号炉の、同じ大戸パイプのところの配管原因に対する耐震安全評価に対して 1 件抽出をされて、
0:04:12	問題ないと確認をされたらと、そういうような、ご説明をさせていただきました。
0:04:18	改めて指摘事項ですが、
0:04:20	Ⅲのフローの妥当性について、着目して妥当か確認すべきであると。
0:04:26	具体的に言いますと、解析プログラムは作成か、あと手順書がありましたという、そういうフローについて、
0:04:34	問題ないのかということで、確認を、指示があったものと受けとめております。
0:04:40	確認結果については、妥当であることを確認いたしました。
0:04:45	実際の確認結果については右肩 3 ページからお願いします。
0:04:50	まずどんな確認事項かと言いますと、当社は、法廷設計株式会社ニッカトー殿設計及び、
0:04:58	東芝エネルギーシステムズ株式会社以下東芝ESSの計算を、経年化技術評価におけるすべての解析プログラム、
0:05:07	これスクリーニングで対象外としたプログラムも含めてすべてになります。
0:05:12	について解析実施状況の再確認を行いました。

0:05:17	行った確認内容は、入力値及び解析プログラムの設定が適切に行われることを、東芝ESS他の解析業務実施箇所の解析弁数、
0:05:30	具体的に言いますと、
0:05:31	実際に解析プログラムを使って、解析した時に読み込んだですね、そのシステム側の方の情報の出力をですね、矢吹の当時の記録を、
0:05:43	エビデンスとして残っておりますので、その設定状況について確認をしたものになります。
0:05:50	当社は、長期確認の結果、計算後継の技術に関わるすべての解析プログラムについて、入力値及び解析プログラマー設定が適切に行われており、同様の事象が発生していないことを確認いたしました。
0:06:06	とるんですけども、スプリングローズについて再確認対象外とした解析プログラムが自社作成。
0:06:12	大淵の設定以外の手動設定の手順書があるについて上記の通り、
0:06:17	入力チーム及び解析プログラムの設定が適切に行われたこと確認されたことから、スクリーニングフローについての考え方は妥当と考えております。
0:06:27	32 ページの中で、
0:06:31	フェイールクローズの方を見ていただきますと、赤枠でかかっているところですけども、こちらの考え方について、妥当と判断をしたということ内容になります。
0:06:45	右肩 4 ページ目、以下事象の新野氏に対する指摘事項 2 に対する説明になります。
0:06:54	まず、指摘事項のマイクのところに対する、前回の説明内容の方向になります。詳細は同じ、1 月 19 日に使いました。
0:07:05	審査会合資料等ベッショ別紙の 3 ということで、
0:07:11	これも前回、審査会合資料でもの再掲プラスになりますけれども、
0:07:16	どのような業務の流れで、仕事書類が作られるかというようなものを再掲しております。
0:07:24	一部付加しているのが、前回と東電設計の中で当然設計直営分で、設備詳細仕様、エビデンスを、
0:07:34	塀、
0:07:35	あと警部としても集めるという作業の部分があるそこを追加していると、あと原子力規制庁様の方の、に提出しているということでその関係性を付加しているということで、
0:07:47	少し改定をかけています。それ以外はすべて同じです。
0:07:51	戻りまして、前回説明事項ですけども、一つ目。
0:07:56	当社は、事象 1 を踏まえて解析誤りですね、を踏まえて、東海林の発注体系で実施した成果物、
0:08:05	報告書等及び、増税設計直営分の成果物報告書等について、漏電設計と、当社は最近作業を実施したところ、

0:08:14	評価書に記載した設備情報の誤り箇所 18 ヶ所、及び設備情報の形成の 1 例えは 131 ヶ所、
0:08:22	149%の誤りを確認したまで説明を行いました。
0:08:27	誤りの原因として、設備兆候の誤り箇所 18 ヶ所は、
0:08:32	評価書の転記誤りが起こりやすく設備詳細仕様表であったこと。
0:08:37	当社担当者は、当該業務の経験が浅く、確認不足があった旨、説明を行いました。
0:08:43	また、設備情報の訂正が必要タナカ 131 ヶ所は、設備情報にて、
0:08:50	設備図書にて設備情報収集が確認できない場合の判断基準、評価書への反映方法の不明確であったため、
0:08:59	説明を行いました。
0:09:02	性質としましては、当社は、委託先に対する管理強化、
0:09:07	社内教育を行い、東電設計は、
0:09:11	さ作業手順書の見直し、社内教育、
0:09:15	設備詳細仕様表のフォーマットの改善を行う説明を行いました。
0:09:21	指摘事項ですけれども、後続号炉抜けた是正処置について説明することと認識しております。それについて、5 ページ以降で説明させていただきます。
0:09:31	まず、前回までは、この
0:09:35	18 ヶ所、131 場所について、発生理由のところで、の説明になりますけれども、まず最初の発生量の中で、前回までは当社、あと委託先ということで、
0:09:48	整理を分割した形でご説明はしておりませんでした。改めて当社委託先ということで、
0:09:55	再整理を行って、原因をしています。当社は、担当者は、端的な形がすぐ確認不足であった。
0:10:04	委託先の方は、設備詳細仕様表は評価する研究山根郡起こりやすいフォーマットであった。
0:10:12	3 番として、委託先側の方担当者は、当該軽減の経験が浅く仮に不足であったというような整理を行っております。
0:10:23	続いての 5 ページ目です。
0:10:27	今の原因に対する是正処置になります。
0:10:32	当社は、教科書作成者チェック項目の明確化ということで、
0:10:38	評価書を作成するときのチェックを確認し、評価書作成時の手順に反映します。
0:10:46	B社会教育の実施。
0:10:49	人と情報を作成し、社内関係者への周知を実施するということになります。系統情報につきましては本日付で、社内の方は、オーソライズをして周知を行いました。

0:11:01	応答周知を徹底するための対応については別途考えていきたいと思っております。
0:11:09	次に、評価書作成携わる方に対して、
0:11:13	チェック項目を明確にした作業の新しい手順について教育を行っていくというのが当社の対応になります。
0:11:21	この三つに関しては、1月19日の、
0:11:25	審査会合で、の対策と同じものを再掲してる状況です。
0:11:32	2番、委託先、東電設計ですけれども、設備詳細仕様フォーマットの改善。
0:11:39	設備仕様詳細表について、フォーマット見直すということですが詳細は、防止ページ右肩34ページの別紙4になります。
0:11:50	別紙4を開いていただきまして、
0:11:57	ご説明させていただきます。左側が今の是正前です。右側の赤枠が、今考えている是正後のフォーマットになります。
0:12:08	まず、是正前の評価損への展開についての、
0:12:13	作業になりますけれども、
0:12:15	設備詳細仕様表の中に、これは例示としましては、指示計の特性原価というようなものにはどんな計器が使われているかという、
0:12:27	主要調査事業評価の教科書の見解を書いておりますので、
0:12:32	使用調査表の中からですね、景気と言われる、今青枠で買われておりますと。
0:12:41	P-22-TrっていうIndicatorと言われるインジケータ支持系の部分があるものをですね、
0:12:52	評価章を、
0:12:54	作成するときに、この主要表をずっと眺めてですね、これがIndicatorがあるということ判断しながら、
0:13:01	教科書を一つ一つ展開をしていくということを行っていました。
0:13:07	そうすると、あるということの判断と展開するということでき、研究をするということの二つの作業が評価書の作成時に行われます。
0:13:19	是正後になりますけれども、是正後は、まずは、
0:13:24	業務のステップをですねはっきり明確にしてですね、主要調査票を作る段階で、
0:13:30	この指示計の使用の有無、
0:13:33	評価書の記載項目というのが、赤で新たに作っておりますけれども、
0:13:38	この部分に展開すべき項目は、この仕様調査票のこの列にはあるかないかというところを、最初の仕様調査票の処理段階で明確にして、
0:13:49	こととしました。
0:13:51	このことによって、評価書を展開するときには、
0:13:55	もう整理が終わっておりますので、あるかないかというところの判断のもとに、

0:13:59	勉強をするということで、判断と転記を分割してメーカーにして、ステップごとにやるということで、エラー率を、言葉を低減すると、そういうような是正策になります。
0:14:13	はい。次に、
0:14:16	メルターにありますけども、社内教育の実施です。
0:14:20	委託先、6 ページの方に戻っていません。
0:14:23	音量に関わるものに対する事前の教育プログラムを定め、
0:14:27	作業作成手順やノウハウに関する教育を実施します。
0:14:33	なお例の対応については、今 4 号機の高経年化評価の業務というのは、今もうすでに始まっている部分もありますので、
0:14:45	こういった対応策については、確定後、
0:14:48	後追いでも、
0:14:51	当社及びTASAKIともに実施をすることで対応していくということで考えていますこれは速やかに対応したいと思います。
0:15:01	7 ページ目。
0:15:04	設備情報の訂正が必要となる箇所 131 ヶ所です。
0:15:09	原因なんですけども、まずですね、ここで設備資産箇所を原価技術課評価取りまとめ箇所。
0:15:18	この分そこ兵庫というものが、この 45678 で、主語が出てきますけれども、こちらについては 1 月 19 日の
0:15:28	審査会合のご説明ではありませんでしたので、まず簡単に、こういった役目と担当持っているかって説明をさせていただきたいと思います。
0:15:38	まず、高経年化技術評価書、失礼しました設備時間課長なんですけども説明時間箇所は、
0:15:45	別紙の 33 深度の業務の流れのところを見てもらいながら、
0:15:52	確認させていただきたいと思いますが、まず設備詳細使用料を、放電セキの方から案をもらったものをですね、確認をして、
0:16:02	確定をしていくと、承認をしていくと、いうことをしています。
0:16:07	それに対する、自分の
0:16:09	設備所長である部分の評価書の方で設計から案をいただいたものを中身を精査をして承認をするという行為を、
0:16:20	設備主管箇所を行っております。
0:16:22	高経年化技術評価取りまとめ箇所というところはですね、その各主管場所案に行われた評価 3 を取りまとめ、
0:16:32	全体的なグランドルールのところの確認、また進捗管理、
0:16:37	あとは、調査前の申請の対応等々を行っているという、全体的な取りまとめの対応です。
0:16:45	品証部門の方は、前

0:16:49	業務の技術的なものということではなく、決められたルールの草履に決められたような議論が行われているかということ、プロセスを確認するという第三者チェックを行っている、という部分で行っております。
0:17:05	はい。
0:17:06	理由原因の方に戻りまして、原因の方はですね、前回の審査会后資料のところの発生理由ですね、今回の
0:17:18	ヒアリング資料の中でいうと、を指定していきますと、
0:17:23	失礼しました。
0:17:26	別紙の方の番号でよければ 11 ページ目になります。
0:17:34	本人 1 月 19 日の審査会合時の発生理由を書いているんですけども、先ほど当社と委託先を分けたように、
0:17:44	こちらの 131 ヶ所についても、前は分けておりませんでしたので、すみません、規制というところで、すみません、規制庁藤川です。あとは、はい。はい。
0:17:58	今ちょっと音声乱れたんでもう 1、もう一度、
0:18:02	11 ページのところ最初からお願いできますか。別紙の 11 ページからっていったところから、
0:18:09	はい。すみません。ここ、今大丈夫でしょうか。
0:18:13	はい今大丈夫です。
0:18:15	ありがとうございます。戻りまして、発生理由 11 ページのところになります。
0:18:21	先ほどの 18 ヶ所と同じように、131 ヶ所も、前は、当社、あと委託先という形で、
0:18:30	分けておりませんでしたので、今回、当社委託先ということで再整理を行いました。
0:18:36	前回の発生理由といたしましては、
0:18:42	ジツウ 5 ヶ所、設備詳細仕様表から、同箇所への、
0:18:49	展開方法について判断基準等が、
0:18:52	出されていなかったことっていうことを、原因としておりましたけども、それについて、
0:18:59	当社、委託先でどのような原因かというのを再整理を行った結果が今回の 7 ページの内容になります。
0:19:07	まず、④ですけども、設備主管箇所は、設置処理設備所最初が確認できない箇所について、
0:19:16	追加情報はえられなかったこと。
0:19:19	及び評価結果に影響を与えないものであること。
0:19:23	を確認し使用調査を完了いたしました。
0:19:28	⑤高経年化技術評価取りまとめ箇所の管理職とメンバーは、

0:19:33	2号炉の設備3情報のメンバーの営業部門の設立をし、評価を作成することに関して、相互に十分な趣旨確認が行われていなかったこと。
0:19:46	⑥、本業務に関わる社内関係者が参集する官署費要綱作成増に関して、アプリケーション、役割分担等を決める会議。
0:19:58	この機会に開催していた。⑦品証品質保証部門は、設備詳細仕様に用いる会議、⑦以上用いる。
0:20:08	設備情報の適切性までを確認していなかったこと、一番、高経年化技術評価取りまとめ箇所は、サンエー自体を、先行号炉で実績の対応に関して、
0:20:20	対応方法を明確にしていなかった。
0:20:23	また2号炉の設備情報を参照していることについて、評価書へのか記載を行わず、人事部規制庁に申請後、速やかに説明を行わなかった。
0:20:34	これは当社の原因と考えております。
0:20:38	委託先ですけれども、
0:20:40	2号炉の設備情報を参照することに対する判断方法、評価書への反映方向が明確にされていなかった。
0:20:49	10番は、委託先がメーカーに委託した設備姿勢押さえ資本調査において、
0:20:56	委託仕様書に使用調査結果の定数時期が明示され、しておらず、
0:21:01	再委託先での目標時期の認識統一が図れていなかったことなど、
0:21:07	委託先から採択され対する業務管理が十分ではなかったこと。
0:21:12	以上になります。
0:21:15	8ページ以降が、対策になります是正処置になります。
0:21:21	ここも放射1、委託先で分けていました8ページが当社のものになります。当社、
0:21:29	についてですけれども、
0:21:32	まず、Fの方から説明させてください。
0:21:36	まず、組織内のコミュニケーションの強化ということで、当社が特例的に行うところを先に説明させていただきます。
0:21:46	高経年化技術評価に関わる社内会議は、先ほど役割ということで話をしておりましたが、これまで大飯役割分担等を決める機会を主に開催していたことから、
0:21:59	以下のように見直しを図ります。
0:22:02	一つ目。
0:22:03	設備主管箇所は、
0:22:05	設備詳細仕様が確認できない場合など業務上の31に該当する課題を都度確認し、
0:22:12	社内の定期的な作業会議で、

0:22:14	主査は、国立研究グループマネージャーとなっております。これは取りまとめ方の、
0:22:20	のグループマネージャーになります。に報告をすると、そういう方向の中で、
0:22:28	社内会議を開催するというふうに、強化を図るというように、の内容です。二つ目。
0:22:35	報告された課題に対応する。
0:22:38	対する対応や工程遅延等により、計画を見直す必要が発生した場合は、社内の意思決定会議、これは保全部長が、主査になります。
0:22:49	報告し、調整是正するとともに、
0:22:52	必要に応じて規制庁にも説明を行うということです。
0:22:58	なので、一つ目の矢羽根は、そういうような課題をピックアップするようなことをしっかりやってく会議を、対応していくということと、
0:23:08	二つ目の矢羽根はその課題について、社内の意思決定を速やかに、
0:23:13	しっかりやっていくというところを、
0:23:16	評価を図っていくということになります。最後の矢羽根として、そういうようなルールをですね、
0:23:22	評価作成時の手順に反映するという事で考えています。
0:23:28	あともう一つ委員に戻りまして、高経年化技術評価グループという品証部門は、当店設計に対して、この後ご説明します。
0:23:39	委託先の対策について確実に行われているかということを確認をしていくということになります。
0:23:47	最後に、秘密部門のところは矢印で書かれていますけど、
0:23:52	適切性確認において今まではそのプロセスということを確認を、
0:23:58	結果的なものをしておりましてけれどもそうではなくですね、今回は、現在、
0:24:05	評価として図った内容が確実に行われているかということで、
0:24:10	業務の
0:24:14	作成検討段階から、こういうような会議が行われているか、もしくはそういう課題について、速やかにすべてが抽出されているかと、そういうようなプロセス以外の部分にも、
0:24:25	展開されてるかということを確認していくということで、強化を図るものと考えています。
0:24:32	1、9 ページ目になります。これが委託先の方の説明になります。
0:24:37	委託先のこの
0:24:40	是正処置の対応ですけれども、作業手順の見直しの時、
0:24:45	あと最大先の管理と、ご採択作業手順書の見直しのGは、これは1月19日の審査会合のご説明内容と相違ありませんので、これについては割愛いたします。

0:24:57	最後Hなんですけれども、再委託先の管理強化ということで、
0:25:03	放電設計は、再委託先に対して、
0:25:08	ホールドポイント、主要調査結果の提出時期などのそういう重要ホールドポイントに対して、明示入ってなかったところもありますのでしっかり明示をして、定期的な進捗管理を行うと、増加を図るということを考えております。
0:25:29	以上、説明になりますよろしく申し上げます。発電所からは以上です。
0:25:37	はい、規制庁藤川です。
0:25:39	説明ありがとうございましたではちょっとこちらから質疑に入らせていただきます。
0:25:51	でまず確認なんですけど、
0:25:54	スクリーニング、一つの解析誤りについてなんですけどこちらは、
0:26:00	だから確認全部KK3号でやったやつは確認してスクリーニングフロア妥当でした。だから、
0:26:09	前回会合のときに説明した他のゴールに水平展開したと聞いの考え方としてこれで間違っていないんですってそういう説明ってことでいいですか。
0:26:22	発電所重ねてその通りでございます。はい、わかりましたで、それはいいとしてちなみにじゃあ今後4号、
0:26:31	今やられてると思うんですけどそんな時にどうするのかみたいなのが、
0:26:36	資料上書かれてないんで何か考えられていることありますか。
0:26:45	発電所の笠原です。4号炉についてはですね、全体のチンサ会合資料の、
0:26:52	そのの、
0:26:55	西部増子。
0:27:01	6ページですね。
0:27:04	ここで是正処置の中でお話をしてますけども、
0:27:09	まずは、
0:27:13	プログラムとして、再委託先で当社のESSの方が行ってますので、まず手順書がないところは手順書を速やかに作っていただくということを、
0:27:23	当社の方が管理をしていきます。委託先の方は、そういう今までは、解析実施状況調査で入力値
0:27:32	当庫のプログラムの選定については確認していたんですけども、プログラムの中の設定ですかね、は確認できなかったものは、そこ設定までを確認しに行くということを、構図合計を行います。
0:27:46	我々当社は、そういうような委託先と再委託先は別にそういう体制が行われているかということ、次回関市長さん、私が当社が行う。

0:27:58	委託先の実施調査の時に確認を行うということを、を考慮しております。なので、水平展開ですインフローでなくなったから全部見られることではなくて、
0:28:09	両方については、そういう形で、
0:28:12	評価の時にですね、そういう設定まで確認するというそんな評価を図っていくということから、変更ありません。以上です。
0:28:23	はい。規制庁藤川です。はい。
0:28:26	本当は、
0:28:34	ちょっと待ってください。
0:31:06	規制庁。
0:31:08	アマヤです。
0:31:15	指導設計、スクリングプールについての質問なんですけども、
0:31:19	このフローに見見ないでちょっと質問なんですけども、
0:31:25	結局
0:31:27	マニュアルないもの。
0:31:29	は、基準書ですかね、手順書がないものはないように、全部手順書は作ることに、
0:31:35	作る、作った対応なんですけども、定時制はないものはちゃんとゼンショウつくれというふうに、
0:31:43	決めたと。
0:31:44	で、
0:31:45	あとは
0:31:49	外部監査ですかね、或いは調達仕様書等で、
0:31:55	どういう計算をしたか、その時の条件設定とか、
0:32:02	から結果もそうですよね。そして、
0:32:06	途中でちゃんとやる見てやったかとかそういったことまで、
0:32:11	確認しますよ。
0:32:14	確認することにせ。
0:32:18	是正、
0:32:21	是正措置というか、そのようにしますよと。
0:32:25	いうふうに決めたと理解でよろしいでしょうか。
0:32:32	発電所カサハラですその通りでございます。
0:32:36	規制庁前です。そうすると、
0:32:41	今の新しく決めたと是正措置っていうのは、
0:32:48	この私が辞めた 32 ページのスクリーンフロー、今改めてまた見た場合に、
0:32:56	これで説明。

0:32:58	するようもっと、今私が話したような、
0:33:04	立入、
0:33:07	コーンを考えれば、またフロア、
0:33:11	新しく是正したときのフローというのはちょっと変わってくんですかね。
0:33:22	発電所東京電力の石川と申します。
0:33:26	この 32 ページのフローは水平展開の要否を確認するためのフローでございます。で、これで前回今回ご説明させていただいたように、
0:33:39	対象となるものがあるかというのを、スクリーニングしたということになりますけれども、今、
0:33:45	おっしゃったその対策として何をやるかというのは、6 ページ目の、
0:33:51	前回資料でいきますと、
0:33:54	医師の 6 ページ目ですかね。
0:33:57	のところにあるように、この内容をやるということで、その対策をスクリーニングしていくフローではないのでちょっとそのイマイされているところと、
0:34:06	ウのその対策スクリーニングフローみたいなものではないということで、ちょっとご理解いただけたらと思います。
0:34:12	規制という思いです。そうですね。このスクリーニングフロー図はスクリーニングのためのフロー図で、是正、した時のいろんな是正の内容を書いたものでは、
0:34:25	そういったことは全く違うよというふうな理解でよろしいですね。
0:34:31	発電所カサハラでその通りでございます。
0:34:36	規制庁のトガサキですけどちょっと確認をしたいんですけど。
0:34:42	打痕かいい水平展開の祖父スクリーニングフローではあるんですけど、その前回濃縮して聞いこちらからの指摘で、
0:34:54	解析プログラム、
0:34:57	その自社の作成のものを、
0:35:00	でないかとかあとそのという所、首藤設定のその手順書がないものとか、そういうものは全然別の調べるってということだったと思うんですけど。
0:35:12	今回改めて全部、
0:35:15	解析をやったやつはみんな調べたってことなんですけど、これはマスキングのフローではあるんですけど、今後、
0:35:26	東電としてどういうチェックを行うのかですね、6 ページのところ、当社委託先、再委託先っていうのがありますけど、
0:35:38	東電がどういう確認をやるかっていうのが
0:35:43	ここではちょっと明確になってないと思うんですけどそれについては、今回の件を受けて、それで今回再調査とかされて、それを今後の
0:35:55	再発防止策で、東電としてやるチェック、

0:35:59	というところに反映はされないのかっていうのを確認したいんですけど。
0:36:11	発電所のカサハラです。
0:36:13	衛藤。
0:36:14	すいません。私の説明あるかもしれませんが 6 ページのところ、当社は何をするかといいますと、
0:36:21	この委託先と採択先が行う是正処置。
0:36:26	再発防止対策が確実に行われているか。
0:36:30	実施されているかということ、当社が、
0:36:34	の契約案件あります。委託先、東電設計に対して、
0:36:39	一つ一つ具体的に、すべてのプログラムについて行われてるかっていうことの確認をするということに、
0:36:46	今、
0:36:47	考えております。4号機は、これについて、後追いになりますから、部分もあるかもしれませんが、すべてについてやるということで考えています。具体的に言いますと、
0:37:01	東電設計が不採択先に出している解析プログラムの設定状況で理由書がない場合には手順書をつくってということについて、委託先が確認していますから、その委託先の、
0:37:14	確認した行為をですね、ちゃんと本当に確認を委託先採択され直して行ったのかということ、当社が、
0:37:22	委託先の当然設計に対して確認しにいきます。
0:37:26	東電設計は、再委託先について、ちゃんと手順書を全部作っているかってことを確認しておりますので、それについても同じように当社は、東電セキ経由になりますけれども、
0:37:38	東芝がちゃんと主義作っているということ、
0:37:41	当社がみずから状況について具体的に確認をすると、いうことを、6 ページでお話していると、いうことです。
0:37:50	ちょっと説明がサトウもしフォーカスがもしずれていたらまた、質問いただければと思います。すいません。以上です。
0:37:57	規制庁のトガサキですけどちょっと現状の状況についてちょっと確認したいんですけど。
0:38:05	4号機は、まずダム申請まで、多分1年ぐらい。
0:38:12	だと思んですけど、もうすでにこういう
0:38:17	あれですねこういう評価書づくりっていうのはもう始まっているんですか。
0:38:25	発電所のカサハラです。全部というところで一部市上げ使用調査表が、そういう検討が始まる。
0:38:35	ておりますし、評価者も検討が始まっているのは、もう事実、今年の8月の10日が申請期限になっていますので、それで受けて今作業中ということになります。

0:38:50	規制庁のトガサキです。そうすると一だこの再発防止策っていうのは、
0:38:57	すでに始まった部分も始まっている部分の、
0:39:01	宇宙調査を対象にしているところ等、あと、これから作る。
0:39:06	ところの、それをどうやって確認していくかっていう二つがある、あると思うんですけど、その前者については、基本的には
0:39:17	3号と同じような確認というのが必要になってくると思うんですけど。
0:39:23	それはいかがでしょうか。
0:39:28	発電所のカサハラです。
0:39:31	今、4号として、それに始まってもの。
0:39:35	これから行うものについても、すべて同じ3号と同じような確認をするということで、考えています。
0:39:45	あ、失礼しましたごめんなさい。
0:39:48	失礼しました。4号の是正処置なので6ページの内容を、について、今解析が終わったものについてはバックフィット的に、
0:39:58	手順書があるか、あとはそういうような設定の確認を横切がやっているかという確認をしますし、これから解析が始まるものに対しては、
0:40:09	手順書があるかっていうところを、確認に当然いきますし、
0:40:16	設定がちゃんとできているかって確認をしますので、結論としては、同じことを、6ページ同じことを今始まってものを割ったものを含めて、両方ともにやるということで考えています。
0:40:28	規制庁のトガサキですけど、例えばちょっとわかりにくかったのが6ページの下(2)なんですけど、
0:40:37	(2)っていうのは、今までやったものについてはこういうケースってのがあられるかもしれないんですけど、今後やるものについては(2)のケースってのは、
0:40:49	あれ、存在しないんじゃないですか。
0:40:55	発電所の桂です。長崎様の言う通り基本的にはないというふうに認識します。ただ、ないということについてないっていう確認をすべきという判断で確認したいと思っています。
0:41:09	規制庁のトガサキですけど。
0:41:12	ちょっとですねはわかりにくいのがだから今回の件を受けて、それで、今回と同様にチェックしますっていう話と、
0:41:23	これ、これから作るものは今回のような形が、ことがないように、こういうことをしますっていうですね、そそういうふうにちょっと分かれると思うんですけど、最終的には
0:41:36	今まで作ったものもこれから作るものを全部今回と同じようなチェックを再チェックやるっていう、
0:41:44	3段階見ぐらいになると思うんですけど、ちょっとそこがわかりにくかったん。

0:41:51	と思います。あともう一つ、だから、もうすでに作っている部分を今回と同じような調査をやるってということなんですけど、
0:42:01	今回の府調査ってというのは、
0:42:04	3、7 ページのフローでやれば良いっていう東電からの説明に対して、こちらから 2 点ですね。
0:42:16	再調査が必要じゃないかということで、それで追加して、さらに全部調査されたと思うんですけど、結論としては、この 7 ページのフローでよかったっていう結論になってると思うんですけど。
0:42:30	そうすると、今後、
0:42:34	4 号については 7 ページのフローで確認するのかそれとも、
0:42:38	追加の二つで確認するのかそれとも、
0:42:42	全部調査するのかってのがわからなかったんですよ。今おっしゃった話だと全部、全部調査するっていうふうに考えてよろしいんですか。
0:42:57	マツノカサハラです。すいません私の方が認識がちょっと間違っただけで、申し訳ありませんでした。まず
0:43:04	一つ目の質問で、今終わっているものをこれから未来で解析するものに対して、議題についても同じ項等を、6 ページの方をやるってことではなくて、
0:43:16	そういうことが起きないように、ちゃんとしっかり、
0:43:19	手順書を作らせるとか、設定方法、確認がないし確認をするように、委託先について指導を行っていくとか、そういうような、まだこれから始まることに対する管理的な内容の、
0:43:33	言葉がないということが今抜けているのでその部分については、当社のところ、ちょっと表現はいろいろあるかもしれませんが、
0:43:42	終わった後、未来のものも同じようにやりますじゃなくて未来の部分には 3 段階目の中段階のものをどうするかっていうのをちょっと考えて書きたいと思います。
0:43:52	はい。もうして一つ目、もう二つ目のですね。
0:43:56	今後のところについては全部確認をしていくのか、そうではないのかっていうところについては、
0:44:03	先ほど岸川の方からお話ありましたけども、スクリーニングフローは、今現在あるものに対して、どこまで確認をするかということの数字のフローになりますので、
0:44:15	これから未来でやるべきものに対しては何をしますかっていうと、今回の是正処置についてです。すべてのプログラムについて確認することになります。
0:44:26	以上です。
0:44:29	わかりましたですからちょっとあれですね
0:44:34	この 6 ページ 7 ページに書いてあるものっていうのは
0:44:39	現在

0:44:41	あれですね 4 号炉でもうすでに作っているものについては、ここの対応でいいと思うんですけど、これから作るものに対する対応というのが、
0:44:51	ちょっと具体的に、どうなってんのかってのは、
0:44:55	わからないと思いますので、そこら辺は、主、もし決まってるのであれば、この 4 号炉の対応として、
0:45:04	説明していただいてもいいのかなと思ってます。
0:45:13	発案者カサハラです。ご助言ありがとうございますをしました。
0:45:23	あとですねちょっと確認なんですけど、
0:45:26	こんな 7 ページのフローで、確か
0:45:32	9 番ですかね 9 番のところになるのが、11 件ぐらいだっというふうにごこの前、
0:45:39	審査会合でおっしゃってたと思うんですけど。
0:45:42	今回全部やられたってことなんですけどその全部母集団の、このプログラム数ってのは幾つだったんですか。
0:45:57	発電所カサハラです。1 月 19 日の審査会合での回答では、主たるプログラムのことを考えて 10 という数字を公表させていただいたと思っております。
0:46:11	今回ですねこのスピフローを使って当社も実際に東芝の方に出向いて確認した時にですね、手計算もできるようなですね、ちょっと
0:46:25	プログラムが存在が確認されましたってさができますのでそのプログラムの対応ということだけの依存ではないんですけども、ちょっとこの、
0:46:35	プログラムということ、である限りは、刀禰忍でそこをやるべきと考えて、プラスで、その手計算レベルのものプログラムも今回同じように、
0:46:49	今回の確認対象といたしました。
0:46:52	それがプラスで 11 件ありましたので、全体で 21 というような数になっています。
0:46:59	以上になります。
0:47:02	規制、規制庁のトガサキですけど
0:47:06	ちょっと私ワーこの前の会合では 7 ページの
0:47:11	⑨ですね No. 9 が 10 件ぐらいだと思ってたんですけどそうじゃなくて、一番左の上にある、
0:47:20	KK3PLM改善プログラム、これが 10 件だったと考えていいんですか。
0:47:31	発電所カサハラです。1 月 19 日のご説明の中では左上のところは 10 件というふうに表示させていただきました。今回、
0:47:41	その年を自分でそういう手計算分まで入れると 21 日という数字になったという報告をさせていただいております。以上です。
0:47:51	そう。わかりました。規制庁のところだけそうすると一。
0:47:56	そのうちの⑨ってのは何件ぐらいだったんですか。ナンバー9 っていうのは、

0:48:15	発電所のカサハラです。
0:48:18	9番のところで対象外に落ちていくのが、すみませんまた主たるプログラムとすると、4件になります。
0:48:26	以上です。
0:48:28	わかりました。で、
0:48:31	あとだからその手計算のものっていうのは、
0:48:35	この11件っていうのは、
0:48:38	同じフローになる、なるんですか。
0:48:45	て計算するのちょっとわかんないけど、解析プログラムっていうのはすぐ何かソフトとかを用いたようなものになるんですけど。
0:48:53	手計算という多田式があるだけなんですか。
0:49:10	発電所カサハラです。今まず最初の質問で、その他のものほどこで落ちるんですかという、11プログラムの件ですけれども、
0:49:20	まず、対象外のところは、3番になります。
0:49:24	それともう一つの質問で、
0:49:26	簡単な式がある程度ですかっていうと、
0:49:29	軽重あると思ひ計上はありますが、そういう式がある程度のものになります。以上です。
0:49:39	すみません、ちょっと確認ですけど、このプログラム
0:49:43	1010件で、
0:49:45	それで、
0:49:47	3番、10件の内訳は3番と9番ということよろしいですか。
0:50:00	発電所のカサハラですその通りでございます。
0:50:04	はい。それとあと二つ目のだからその手計算というのはプログラムを、
0:50:11	使わない計算なんですか。
0:50:14	それとも何か、エクセルとかそういうのでの計算なんですか。
0:50:25	発電所のカサハラです。河崎様がのイメージがあって、通常のエクセルのマクロ程度のもになります。なので一つ入力すれば、一連で流れて、回答が出るとそういうレベルのもんです。
0:50:39	規制庁というか、すみません、つまりプログラム解析ソフトみたいに使ってるけど、手計算でも検算とかそういうのができるレベルのやつが11件あったと、そういうことです。
0:50:49	これは人材、前回の会合のときにはそれは除いてたけど、入れると20件なったとそういうことです。
0:50:57	その通りでございます。
0:51:00	すみません規制庁のトガサキです。そうすると、
0:51:04	この

0:51:05	一番左上のこの 10 件っていうのはだから、解析プログラムとしては 21 件というふうに考えていいんですか。
0:51:18	発電所のカサハラです。はい。
0:51:22	今言ったそのプラス 11 も再整理結果出てきましたので 21 というトガサキ様のご認識の通りでございます。以上です。はい。規制庁の蔵河崎です。そうするとその次のその段階で、
0:51:36	3Hの話がいいですので分かれてると思うんですけど、
0:51:41	31572 が 3 市なんですカナダで手計算でやるっていうことは、これが全部が 3 市に該当するんですか。
0:51:58	要はですねこの 11 追加の 11 件がこのフローのどんな何番になってるのかっていうのを確認したいんですけど。
0:52:08	発電所はカサハラです。3 番になります。
0:52:12	全部 3 番なんですか。はい。
0:52:15	先ほど 10 件の内 6 件が
0:52:19	6 件プラス、ここにだから、11 件が追加ってことですか。
0:52:24	はい。その通りでございます。そうすると、だから、初めてではない。初めてではないんですけど、
0:52:34	解析プログラムは自社以外の作成課でだから、エクセルとかを使うから、何か
0:52:42	例えばtotoシバが作ったプログラムではないから、
0:52:46	脳の方に行くっていうふうに考えていいんですか。
0:52:53	おっしゃる通りでございます。
0:52:56	はいわかりましたで、ちょっとそういうですね件数とか、ちゃんとあれですよ。母集団がどれぐらいで、今回だから、追加をされてるわけですよ。
0:53:09	それを含めてもう、ちゃんと全部チェックされて、それで、
0:53:15	No.3No.9 で落ちて、
0:53:18	と、全部大丈夫でしたっていうですね、そういう説明っていうのは、
0:53:25	ちょっとちゃんとやられたっていうことを説明するためにも必要なんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:53:34	発電所の笠原です。ご助言ありがとうございます。前回の違う資料の 8 ページには、
0:53:41	唯一、1 号炉の対象となるプログラムが、
0:53:47	あるんですけどもそちらにどのようなフローでどういうふうな判断をしたかっていうのは、書かせていただいております。同じように今、岡崎様から助言いただいたように、21 について、どのような、
0:54:00	ふうで確認されたかっていうそういうのがわかるようなものを考えていきたいと思います。
0:54:05	以上です。

0:54:09	はいちょっとそれを、
0:54:11	文字数児童がいるのであれば言ってもらった方がちゃんと詳細にチェックされたというのがわかると思いますので、
0:54:20	可能であれば、数字とか、どこで判断したのかっていうのがわかるように、
0:54:27	していただければと思います。
0:54:31	発電所の笠原です。ありがとうございます繰り返しになりますがちょっとそこの表現を工夫して対応していきたいと思います。ありがとうございます。
0:55:01	規制庁のトガサキですけど今のちょっとご説明で、3号機の場合は、手計算とかも含めて、21件ぐらいのプログラムしかなかったということなんですけど。
0:55:14	4号はやっぱもう大体同じぐらいで、やっぱり、全部に、21件に相当するものを全部チェックするっていう、そういう、
0:55:25	お考えだって理解してよろしいですか。
0:55:31	発電所のカサハラです繰り返しになりますが、そういう考えで今いるところです。
0:55:36	以上です。はい明確になりましょうと母集団がすごいいっぱいあってまたその不スクリングしたりとかですね、抜き打ちでチェックされとかっていうのであれば、
0:55:48	いや、今回のやり方っていうのを踏まえてどうやってやるのかっていうのを聞いたかったんですけど、全部でできそうな数なんで、それは全部やられるということで、
0:55:59	わかりました。
0:56:03	発電所カサハラですが大変ご心配をかけて申し訳ません。これからの構造系についてはすべて確認するという考えは変わりませんので、よろしく願います以上です。
0:56:15	規制庁フジカワすみませんちょっと参考までに解析、21件ってなってるこれって大体もう、
0:56:21	あれですか東電さんのPLM関係は基本もこのぐらいの件数ってことなんですか、解析プログラムを使うものっていうのは、
0:56:38	発電所のカサハラです。藤川さん申し上げます4号についてはどの程度かちょっと具体数がまだはつきりわからないところと、あと東芝さんで、4号炉は日立になるんですけども、
0:56:52	日立はそのさっき言った手計算っていうのを、ややもすると手でやる可能性もありまして、まだ何も言えないところです。ただ、高崎さんが心配されたように、そういう解析のプログラムを作ってる場所は、すべてさらって確認するっていう行為は変わりませんので、
0:57:08	今日具体数は言いません。言えないところ申し訳ないんですけども、

0:57:12	今現時点の回答は、このような状況になります。以上です。規制庁ではないです4号ははい、了解です。すいません。1号2号、5号で今までやられたやつ。
0:57:26	ちなみにそのぐらいの件数21件ぐらいなんですか、っていうのはどうでしょうか。
0:57:35	発案者カサハラです。ちょっと今確認させてください。ちょっと少しお時間いただければと思います。はい、わかりました。
0:57:42	あとちなみにその内訳的にやっぱ耐震関係がほとんどみたいな感じになるんですかね。他にも使われてるやつはざっくりでもいいので、わかれば。
0:57:53	後で教えていただければと思います。
0:57:59	すいません。発電所の笠原です。解析関係の方の担当者の方からご報告させていただきますので、よろしく願います。
0:58:08	東京電波の齋藤です。ご質問いただきました改正関係は、ご認識の通り耐震関係ですとかヒロイの関係で使用しております。
0:58:19	先行号炉におきましても経営時点にですね、この辺につきましても、プログラム線とされ前後。
0:58:26	になっております。東京大学の説明以上となります。
0:58:33	藤川さん聞こえましたでしょうか。はい。耐震とか疲労のところを使ってる数は、
0:58:40	20件前後っておっしゃいました。すいません。10件、20件。
0:58:50	発電所カサハラです。10前後と改善させていただきます。規制庁フジカワ10前後ですね。わかりました。ありがとうございます。
0:59:02	多くて20、今回21件とかそのぐらいいってことですねはい、わかりました。
0:59:09	じゃあ、続きまして、その他誤りの方に行きたいと思います。
0:59:18	藤川さんすいません、最初のカサハラですごく一部提案してくださいあそこの数でまとまってなきゃいけないので、今のメインのプログラムというところで、3号は、先ほど中でお話をさせていただきました。その中に、
0:59:32	相対する1号機と2号機については、10前後という回答をもらってます。はい。池戸弁護士サブプログラムみたいなものっていう簡単な手計算みたいなレベルのところはちょっと今抽出しきれませんので、
0:59:47	その数については、プラスアルファがちょっと今言えないところです。ありがとうございました。はい、わかりました。
1:00:15	はい、続きまして規制庁フジカワです。
1:00:19	続いて、ちょっと確認。
1:00:22	なんですが、資料1の、
1:00:26	7ページのところなんですけど、
1:00:31	えーとですねまず、

1:00:34	原因指摘事項 026-4 の(1)当社の④のところで結局、評価結果に影響。
1:00:44	与えないものであることを確認し、
1:00:47	ていうのは結局何をもって評価結果に影響しないと確認したんですたっけ、ちょっともう一度お願いします。
1:00:59	初月のカサハラです。
1:01:02	投票カードをですね、テンパサクセスにあたって、
1:01:08	今回、設備仕様調査票の中で、2号機を参照してもらった場所がですね、直接的に
1:01:16	評価をする上で使用しない。
1:01:20	というようなところについて確認を一つ一つしたと。
1:01:25	いうことを実施しております。
1:01:29	あくまでも補足情報という扱いであることの確認をしたということになります。以上で、
1:01:41	規制庁藤川です。はい。
1:01:46	他にもしてて、
1:01:48	じゃあ、次に、
1:01:51	⑤相互に十分な出資確認が行われていなかったってあるんですけどこれは具体的にどういうことなんでしょうか、管理職。
1:02:02	この人は知らなかったけどメンバーの人は知ってましたとかそういうことなんでしょうか。
1:02:07	どういう意図で書かれてる。
1:02:11	発電所のカサハラです。まず、取りまとめ箇所の担当者は、
1:02:19	2号機の情報をですね、一部参照して、業務総括を作成したことを、
1:02:26	認識をしております、それを
1:02:30	取りまとめ方の管理者へ報告をしたとオクをいたしました。
1:02:35	しかし、管理者の方はですね、
1:02:39	2号機の設備情報を参照した状況で終わってることではなくて、最終的に、
1:02:46	プラントメーカーの方が、3号機情報と相違ないことを確認した情報であるというふうに、浪人してしまったというところで、
1:02:56	この情報の趣旨確認ができなかったと、いうことを、ここで記載しております。以上です。
1:03:08	規制庁藤川ですそれは、
1:03:11	なるほどそういうことなんでしょうねそれは、
1:03:13	書いていただかないと、原因として大きな部分になるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。
1:03:25	発電所の笠原です。どういった表記載がいいかというのはちょっと考えたいと思いますけれども、今の表現というか、

1:03:35	報告が正しくできるようにちょっと考えたいと思います。ありがとうございます。
1:03:44	はい。規制庁藤川です。はい、ではお願いします。
1:03:48	で、⑥の本業務に関わる社内関係者を参集する会議は役割分担等部会機会に開催していたというこれは、
1:03:59	これは何の話なんですか。何の原因というか、
1:04:04	何を言わんとしているんでしょうか。
1:04:07	発電所のカサハラです。この会議というのはですね先ほど、どちらかという対策の、
1:04:15	心を話しながらお話ししながらということの方がわかりやすいと思っていて8ページ目のところですよ。そのところの組織内外のコミュニケーション強化というところ。
1:04:28	の対応の原因として考えています。
1:04:33	まず、
1:04:36	高経年技術評価に関する社内会議っていうのがありますけども、
1:04:41	それをそれが社内関係者が参集する会議ということで、営業しておりますが、
1:04:46	これまで
1:04:47	このグループのGM、もしくはこの担当者は、こういうところまでっていう責任所掌であったり、
1:04:56	大きな大工程を確認するというそういう機会に、主に開催をされていたというのが、この原因のところの話になります。ただそれだと、
1:05:07	今回のような3市多様な、
1:05:10	作業の課題であったりですね。
1:05:13	あとは先ほど、
1:05:15	取りまとめ箇所におけるコミュニケーションとして、片方は一部2号参照、片方は3号機の、のすべてのデータがメーカーによって確認された。
1:05:26	ていようなその大きな内容を、何の悪いですね、確認をする、そういう社内会議ができてなかったと、ということが確認されておりますので、
1:05:38	そういった会議をですね、今回からちゃんとしっかり、定期的にしっかし行って、課題、懸案事項、後工程、
1:05:49	進捗状況、
1:05:51	いうのを、ピックアップできるような会議をするということ、速やかにその段階の内容を、
1:05:58	発電所の意思決定会議に持ち込んで、しっかり確認をして速やかに正処置が打てるようにしていくと、そういうことをしたいということで、弱かったという原因を、⑥でお話している。
1:06:14	ことになります。以上です。

1:06:17	規制庁藤川です。あつとII周りだからそういう会議ができてなかったで実際やった会議は役割分担を決める会議だけだったって両方書いてもらわないと今の。
1:06:30	参集する会議開催していただけたと、何の話でしたっけってちょっとなっちゃうので、何かできてなかったところも書いてもらえますか。それで対応して、
1:06:40	今後こういう会議も会議なり何なりやりますっていうのが次の8ページのところに書かれるっていうことになるんじゃないかなと思うんですがそれはいかがですか。
1:06:52	発電所の笠原です。会議としての十分性がなかったっていうその十分性のところをもし具体的に書くということ認識しました。表現について考えたいと思います。ありがとうございます。
1:07:04	はい。で、ちょっと、はい。
1:07:08	規制庁生井です。
1:07:11	今のところについてさっきの⑤の関係との
1:07:18	環境で質問したいと思います。⑤のところ、
1:07:26	担当者は、管理者 2Eに合計系統のデータを使っていますよ。
1:07:32	報告したけども、管理者は、KK IIはそこは認識したけども、
1:07:40	台頭してそれはさ計算でも使ってたというふうに誤認をしていたということはなされたと思うんですけども、
1:07:48	もしその大井真由 06 という会議が、
1:07:52	本来のそういう問題点を明確に
1:07:57	吐き出すというか、みんなで共有する。
1:07:59	ような会議だったら、
1:08:01	今のような⑤であったような、十分な趣旨確認、
1:08:09	担当者、
1:08:10	管理者との共有状況。
1:08:14	5人か、お互いの
1:08:18	理解の違いというもの、
1:08:23	ちゃんとした会議だったら明確に、
1:08:25	なっていたらと。そういうことを、
1:08:28	がスタートにあつてそれでもっといい会議になれば、
1:08:34	よかったというふうに繋がるというそんな理解でいいですか。
1:08:41	発電所の笠原です。馬場さんの認識の通りですこの会議の有効性っていうのをちゃんとしっかり確保できるようにしておけば、今言われた懸念の⑤については、
1:08:53	そこは対応できたものと思っています。あと1点だけ、ちょっと訂正させていただきます。

1:09:00	尾上さんの認識と、私に発話でちょっとそこがあったらもうちょっと申し訳ないので、改めてなんですけれども、
1:09:09	管理職の方は、2号機の方のデータを一部使ってるという認識はありませんでした。あくまでも、3号機のデータを、
1:09:22	最終的にはメーカーが判断していたものと、ばかり考えていたというのが事実になります。ちょっと
1:09:32	最後のご回答の趣旨とちょっと違う途中経過のところの訂正になりますが、以上になります。以上です。
1:09:41	規制庁の生井です。大事なところなのでもう一度確認をしたいと思うんですけども、
1:09:46	担当者は、KKⅡのデータを使ってるよと一部ですけども、使ってるよということ、
1:09:53	管理者に報告をしたと。
1:09:56	だけど、管理者はK計算のデータを使っていると思っていた。
1:10:01	でよろしいですか。
1:10:06	対処がされず、その通りでございます。
1:10:31	規制庁フジカワです。衛藤。
1:10:34	今の⑤番とか全体に関わる場所なんですけど、この鳥居まとめ箇所とか、ちょっとばくっと書かれているところがあるんですよねそういうところ、具体的に、
1:10:46	どの部署だったかっていうのを、
1:10:50	評価書の本文とかについてる体制表とかあの辺をもとに、
1:10:54	してどの部署だったかっていうのを明確にわかるように記載していただけますか。
1:11:08	立石の笠原です。承知しました。内容について精査しながら、表現の方を考えていきたいと思えます。ありがとうございます。
1:11:19	はい。規制庁藤川ですお願いします。
1:11:26	⑧の保険と評価取りまとめ箇所。
1:11:32	その分、その部署、部署は、
1:11:37	対応方法を明確にしていなく3H対応ってのは初めてとか久しぶりとかのあれですね。
1:11:47	あれ初めてと久しぶりと何でしたっけ、すみません、変更か変更があるところになります。
1:11:54	あるところで括弧して先行モールド実績のない対応。
1:12:03	ある場合は3市じゃない。
1:12:06	そういうことで、ここちょっとすみませんこの文章の意味がよくわかんなかったんですけど。
1:12:11	結局、取りまとめ箇所は、変更があったとか初めて久しぶりだったようなところに対して、

1:12:19	対応方法を明確にしていなかったという対応方法ってのは何なんですか。
1:12:29	あの発電所のヒシカワです。まず 3 市対応、括弧先行号炉で実績のない対応というのは、
1:12:39	上の方に行きます。一部その 2 号機の設備情報を参照して評価書を作成するという、
1:12:47	こと自体が、間瀬先行号炉で実績がない。
1:12:50	初めてだということで、を指しております。
1:12:58	そうした対応をすることを、初めてですので、そうしたことの起きた時に 2、
1:13:06	どういうふうにするかというやり方は、あらかじめそういったものが明確になっていなかった。
1:13:14	取りまとめ箇所というところ、取りまとめ化してあるグループはこの高経年化評価の進めにあたってのグランドルールとか社内の進め方を取りまとめているところになるんですが、
1:13:26	そういう、
1:13:28	ことについて、初めてのことであるのでそうしたことのやり方はあらかじめ方向は明確実施していなかったということをおっしゃいます。
1:13:39	規制庁藤川です。はい。今の説明を聞いて、はい、わかりました。
1:13:44	だからちなみに、上、あれですかねそれについては、
1:13:53	基準に反映するっていう 8 ページの、
1:13:57	ところに繋がるんですかね。
1:14:03	最初カサハラですその通りでございます。
1:14:06	はい。
1:14:07	まずちょっとこの 7 ページのところ、
1:14:12	あとは
1:14:13	この 2 の委託先の方で、
1:14:17	この⑨番に号炉の設備情報を参照することに対する判断方法、
1:14:24	判断方法ってのは何なんですか。
1:14:30	判断は判断ん。
1:14:34	てな判断方法と言われると、
1:14:37	何を指しているのかなと思ったんですが、
1:14:40	発電所のカサハラです。これ 1 月 19 日の審査会合で、
1:14:46	もうこれ、別添の資料の 13 ページになりますが、ちょっとそこで
1:14:56	設備情報のですね、小冊子を開いて確認できない場合の判断基準、ポツ、反映方法っていうところを書いたものを再掲になるんですけども、
1:15:09	聞いたかったことは、

1:15:12	3号炉なんですけども、日頃のように、日頃と違うものの設備情報をするときにそれを使用することに対して、本当に書かなきゃいけないのか。
1:15:23	音声を確認しても、どのようなはけとすべきするべきなのかとかそういうようなですね、その運用方法、
1:15:31	についてですね、ちょっと評価されない方も含めてなんですけども、そういう処理方法について、明確にされていなかったと、そういうことを説明している文章になります。
1:16:15	東京電力の本社の遠藤と申します。ちょっと補足させていただくと、2号の設備情報を参照することに対するっていうことなんですけど、
1:16:27	もう少し簡単に言うと、その上の④のところの設備詳細仕様が確認できない場合ってようなイメージだと思いますが、今回は2号の設備情報じゃどうしようかっていう話になったんだと思うんですけど。
1:16:42	設備詳細仕様がわからない時に、2号機の設備情報を参照するっていうことに対して、使うのか使わないのか、どういう使い方をするのか。
1:16:56	教科書にはちゃんと参照とか、どういうことを書くのか、そそういうちょっと対応の仕方を、明確にしていなかったってところを、
1:17:06	ちゃんとやっぱりしておきましょうという、そういうことだと言え、
1:17:12	そういうことだって簡単にカクダクトそういう形です。
1:17:16	フェーズ1です。
1:17:17	規制庁フジカワですね等判断方法や判断基準。
1:17:21	ですかね。家で今説明聞いて、何となくイメージができたんですけどそういうそのそういう書き方、資料に示してもらってできませんかそれか、
1:17:33	説明の時にそう言ってもらうのもいいかもしれないんですけど多分書いてあった方がスムーズかなと思うんですが、いかがですか。
1:17:43	発電所のカサハラです。
1:17:45	おっしゃる通りですがに2号機の設備情報を参照することに対するっていうことよりは、設備詳細仕様が確認できない。そういうときにどう対応するかっていうそのより具現性があつた方がいいと思いますので、
1:17:58	そっちの方向でdす。
1:18:01	改定というか、表現を変えていきたいと思います。ありがとうございます。
1:18:06	はい。
1:18:07	ます。
1:18:10	⑩番の方なんですけど、ここで衛藤。
1:18:18	費用調査結果っていうのは、
1:18:22	これは別紙3の衛藤。
1:18:26	33ページの、
1:18:29	ところで言うと、

1:18:33	その設備、
1:18:34	費用表とエビデンスのこの合わせたものってことですか。仕様調査結果っていうのは
1:18:43	発電所カサハラですその通りでございます。
1:18:46	はい。
1:18:49	その提出時期が、
1:18:52	明示しておらずっていうのはこれ明示しなかったのは何でなんですか。何か、いつまで出してって普通、何か期限切り切るような気がするんですが。
1:19:02	量が膨大だから。はい。バラバラ。
1:19:05	できたところから出してもらってたとかそういうことなんですか。それとも何か理由があったんでしょうか。
1:19:13	発電所のカサハラです。これは
1:19:17	当社からも委託先に対して、なぜっていうと思もあるんですけども、事実として、
1:19:24	口頭で、
1:19:27	提案期間とまた別に、中央調査結果を提出して欲しいという時期は、口頭での連絡であったり、大きな別資料として全体工程として、いつまでっていうような提示はしていたようなんですけども、
1:19:42	契約行為で行われる委託の仕様書の中では、記載がなかったと、いうことを、
1:19:48	のようです。以上です。
1:19:54	規制庁フジカワ全体工程としては決まっていたけれど、
1:20:00	仕様書には書かれてなかった。
1:20:04	なるほど。
1:20:07	とりあえず原因というか、そういう状況だったということですね。はい。
1:20:13	わかりました。
1:20:19	とりあえずこの7ページのところで何かありますか、ちょっと、はい。
1:20:25	規制庁生井です。
1:20:27	ちょっと事実の確認をしたいと思います。
1:20:33	前か飯野を審査会合とかそのあとのラップアップ等、間に出てきたところで、
1:20:47	東京電力も、この
1:20:51	表現の仕方としては、
1:20:56	申請書類の
1:21:00	記載のミスというところですけども、
1:21:13	すいません。
1:21:15	前回の審査会の後でこの

1:21:21	締結のデータを使ってるという、これは当然がもう判断されて今さっきの話でも、担当者は、
1:21:28	それを認識して管理者に報告してるよと言ったと。
1:21:33	で、
1:21:34	だけでも管理者はそれは
1:21:38	KK水のデータを使ってるはずだったという話を今伺っています。
1:21:44	他方ですね
1:21:46	このDたKKⅡのデータを使ってるよ。
1:21:51	2日使って規制庁に
1:21:54	もし、報告書を出したと、出すぞと、
1:22:02	判断を、申請直前に行ったっていうふうに、
1:22:07	伺ってるんですけどもこれは、
1:22:11	これは事実でしょうか。
1:22:26	発電所のカサハラです。いや今の
1:22:30	直前っていう動向は、
1:22:35	は何を判断したのが直前だったかっていうところをもう少し教えていただけないでしょうか。はい。規制庁アマヤです。経験値のデータを使えますよと、使っているけれども、
1:22:48	これで規制庁に報告しますよと。
1:22:52	報告する、しますよっていうか、報告するよと。
1:22:57	いう判断をした、その時期いつですか。
1:23:00	ていうその判断時期ですね、これはもう申請の直前に行ったと。
1:23:06	いうふうにこちらは認識してるんですけども、
1:23:10	そういうことです。
1:23:22	発電所ヒシカワです。少しそこがあるので、ご説明しますが先ほど、7ページの原因のところでも申し上げた通り、
1:23:34	申請も神保取りまとめる箇所の管理職は、その2号機のデータを一部使用しているという、
1:23:42	認識はしておらず、3号機のデータであるというふうに認識していました。
1:23:48	一方で、設備主管箇所は上に書いてあります4番に書いてあります通り、使用が確認できないところについては、
1:23:57	評価結果に影響がないということは一つ一つ確認しているという活動をしていまして、
1:24:04	総じて申請事件においては、3号機のデータだという認識で、会社としては提出をさせていただきます。その後、
1:24:17	衛藤。
1:24:23	衛藤。

1:24:24	その後今回の件を踏まえまして、確認した結果、コミュニケーションの
1:24:33	エラーがあったというところを確認しているということになります。
1:24:47	規制庁生井ですじゃ、一つだけの確認したいんですけども、
1:24:52	会社が、
1:24:56	規制庁に、
1:24:59	申請所が申請したと。
1:25:04	時の認識は、
1:25:07	これはKKⅢのデータを、
1:25:11	を全部使っていると。
1:25:15	いうふうに認識して申請を、
1:25:18	もう、してますと、いうことでよろしいですか。
1:25:24	組織として、
1:25:26	発電所のカサハラです。事業者として、組織としては3号機のDたとして、
1:25:34	申請したということで、2、考え、考えて申請をさせていただきました。
1:25:40	ただしその担当者ベースでは、そういう部分が、2号機データを流
1:25:46	参照しているということに対して、理解してるものを一方では、存在していたということになります。そこでコミュニケーションエラーが起きて、
1:25:57	立ちどまるというような組織的なことができなかつたと言うことが、事実になります。
1:26:31	規制庁フジカワツツミの間、この取りまとめ箇所管理職の方が2号の情報を使ってましたっていうのを認識したのはいつになりますか。
1:26:46	発電所のカサハラです。
1:26:49	解析誤りが起きまして、
1:26:52	解析誤りの
1:26:55	対応として、3号機の評価書の
1:27:00	総点検を、
1:27:01	委託先の方をお願いをしまして、
1:27:04	委託先の方から、
1:27:06	この総点検の開始されたときにですね、
1:27:10	3号機のデータを、
1:27:14	失礼しました2号機のデータを使っているところに対して、ここは間違った新しい情報が入りましたというような情報を、
1:27:24	いただいたのが、で確認したのが11月の
1:27:28	下旬になります。
1:27:34	規制庁フジカワさんから、とりあえずあれそう点検のタイミングということですね。はい。

1:30:09	規制庁青井です。
1:30:17	一連の説明で、大分、全体像がわかってきたと思うんですけども、
1:30:24	そういったのをですね、
1:30:29	あらかじめ
1:30:32	パートに書いてある。
1:30:34	どうぞ。非常に、
1:30:36	説明されてるとわかりやすいだろうというふうに思いますんで、
1:30:40	説明、ご説明いただいた中で、
1:30:44	評価書の組織キーがせっかくあるので、評価書の組織ずーのその、
1:30:50	各
1:30:53	あとは主幹とか方にこれはこれ、この組織に変えた部署の名前で、
1:31:00	具体的に話されると説明されると。
1:31:04	非常にわかりやすいなというふうに思います。そんな時にはこの
1:31:08	パート2、組織図があるともっとわかりやすいかなと思います。で、
1:31:16	実際に
1:31:18	そういった
1:31:22	担当者は知ってたけども
1:31:27	管理者は知らなかったという、
1:31:29	報告者けども管理者には報告され、
1:31:33	ワイズマン、武井杉のデータを使うと思っていた
1:31:37	こういった事実ですね、時系列的に、
1:31:46	隙表みたいなもの、表ですね、ここまではご説明して、ただ、
1:31:52	この時には何て言うのかな、すいません、時系列になっていただいて説明をですねしていただくと。
1:32:03	わかりやすいかなと。
1:32:04	それから、
1:32:06	例えば33ページに、別紙3という、高年科技術評価書作成における自治体でここにおいても、
1:32:15	誰がどこまでが、
1:32:18	締結のデータを使っているか。
1:32:21	を知っていた、してたのはどこまでかとか、
1:32:25	それから特に
1:32:27	当社発注者のところで、
1:32:29	管理職と、それから担当者の、
1:32:32	情報共有のギャップが、
1:32:36	あったようなんですけどそういうところも

1:32:38	わかるような記載をしていただくと。
1:32:42	読み手が、事実ですよ事実確認非常に楽になるなというふうに、
1:32:49	思うんですけども。
1:32:50	いかがでしょうか。
1:32:59	秦市の笠原です。
1:33:01	今お話の内容については理解しました。どういった規制ができるかっていうところは、例えば考えたいと思います。ご助言ありがとうございます。
1:33:14	規制庁ノートガサキです
1:33:18	これ一、ここ経年化技術評価の審査の中で、
1:33:23	事実関係とかを確認してますので、高経年化技術評価書に、高経年化技術評価の実施体制及び自治手順という。
1:33:36	項目があって、そこで各組織が、
1:33:40	その取りまとめを行うとか、
1:33:44	た、随分情報を集めるとかっていうのがせっかくか書いてありますので、
1:33:49	その体制、高経年化技術評価の体制とか実施手順に基づいて、高経年化評価書ってのはできてると思いますので、
1:34:00	できるだけその高経年化技術評価書に書いてある組織名で説明していただきたいというのが一つです。
1:34:10	それともう一つ、
1:34:13	先ほどパワポの 33 ページの図を今回追加されてますので、
1:34:18	この、これをちょっとどこで引用してるのかわかんないんですけど、これを使ってですね、ちょっと、
1:34:26	特に今回の 2 号炉のデータを使った主ところですね。
1:34:33	それが
1:34:35	どこからスタートしてるのかおそらく一番下の再委託先から明日スタートしてると思うんですけど、
1:34:43	でも、この見方によっては、東電設計の仕様書みたいのもありますので、こっちの間違いも、
1:34:51	こっちが先行の炉を使ったとも読めるので、だから、どこで、そういう先行、
1:34:59	これを使うのを使う、使う。
1:35:02	7 日間使い始めたのか、それオダどう、どこまで気がついてたのか。
1:35:09	おそらく、と当社のところに行って、
1:35:13	当社の先ほどのだから、高経年化技術評価書の
1:35:18	組織でいうと、
1:35:21	これ取りまとメーカーですよ。
1:35:25	だから、

1:35:28	これはどちらなんですかだから、所管課っていうのは、
1:35:33	関空グループなんですかね。
1:35:36	これわあ設備と、例えば計測制御グループとかそういうところですか。
1:35:43	遊んで、あと次の取りまとめかっていうのは、
1:35:48	第1号全部高経年化評価グループとかだと思んですけど、
1:35:53	だからその、
1:35:54	どこのグループの人ウーワーだから、その2号炉のデータが使われた ってのわかっていて、
1:36:02	この高経年化評価グループのところには、それは言ったんだけど、その グループとしてはそれは認識なかったとかですね。
1:36:12	あと
1:36:13	組織の会議っていうのは、何の会議かわかんないんですけどこの高経 年化技術評価書だと、原子力発電保安運営課、委員会、
1:36:25	というのがあるんですけどこれのことを言ってるのか。
1:36:28	あと別の
1:36:31	会議のこと言ってるのかちょっとわからないんで、
1:36:33	それを明確にしてもらおうのと、
1:36:36	そこの、
1:36:38	審議事項というのは高経年化技術評価書の審議って書いてあるんです けど、
1:36:42	あそこではそういう担当部署を決めるだけしかやってなかったのかです ね。
1:36:48	そうすると本当にチェックとか本当してなかったんですかって話も出てく ると思うんですけど。
1:36:54	そういうところ
1:36:57	にはだからその話が上がってなかった。
1:37:01	ていうことになると思います。で、最終的にだから、そういう状態で、
1:37:07	新、規制庁に申請されて、さっき言われたように、
1:37:11	解析あまりの脳研とかで再調査して、それで、去年の11月に、
1:37:18	もう1ヶ所、確認したら、
1:37:21	そういう管理職のところまでは話が上がってたけど管理職は2、認識は してなかったというのがわかったっていうですね。
1:37:29	そういうのをちゃんとですね
1:37:33	詳細にですね説明してもらわないと、我々だから、どこでそういう
1:37:39	その主情報を使うっていうことになってそれが誰までわかってて、どこカ ーラー
1:37:47	それがわかんなくなっって、それがいつわかるようになったのかですね、 そういうのがわからないんですよ。

1:37:55	ちょっとそういう事実関係を、
1:37:59	なるべく
1:38:01	評価書の組織名とか、
1:38:04	あとパワーポイント今回追加されてるπポイントで、各組織の役割分担 みたいのがありますので、
1:38:11	そこの関係とかがわかるように、
1:38:14	説明していただきたいと思いますが、これだから、結局院長とかもいろ いろ聞いてると思うんですけど結局皆さんですねそこら辺の
1:38:25	だなどこまでそういうのがわかってる、どっからわかってなくてどういう判 断をしたのかとかですね、そういうのがわからないので、なかなか
1:38:35	どこに問題点があったのかとかですね。
1:38:39	そういうことがわからないんですよ。
1:38:41	だからちょっとそこら辺を工夫していただきたいと思うんですけどいかが でしょうか。
1:38:56	はい、発電所、市川です。はい今コメントいただいた通り、
1:39:04	窓、どの部署、発電所のそのPLM作成の、
1:39:09	体制図
1:39:11	に照らしてですね、どの組織がどういう、
1:39:14	認識だったかというところ、山地。
1:39:17	衛藤。
1:39:19	どこまでいこう認識だったといったところをちょっと整理してお示したい と思います。
1:39:26	はい。それで、ちょっとその、その上でになるんですけど、
1:39:32	今回だからその原因とか、是正措置っていうのが書かれてるんですけど 、ここに書かれてる内容は、基本的には前回の審査会合で、
1:39:45	書かれてた内容と大体同じで、判断方法が明確になってなかったから 今後明確にしますとかですね。
1:39:53	そういうことしか書いてないんですけど、要はだから今、
1:39:59	途中までは、先行2号の情報を使ってたっていうことはわかってたんで すけど、でも途中からは、それが分かんなくなってる、
1:40:10	それで、
1:40:13	最終的にその組織として、確認できてない所情報もあったけど、それ を、
1:40:21	影響がない
1:40:24	評価結果の影響がないものなので、それはだから、規制庁には特にこ とはないで、報告したっていうことなんですけど。
1:40:33	それでまずその確認できない情報があったときに、規制庁に言わない で、数、報告したってことについての考察みたいなものですね、ここ、こ れはどう、

1:40:49	ウォーマーこれでよかったのが問題があったのかどうかですね。
1:40:53	それに対して今後はどういうふうに再発防止するのかっていう説明がないと思うんですよね。
1:41:02	あと、もう一つだから、実は2号の是正情報でしたっけのがわかったときに、今後はそういうのがわかったときにどうするのかですね。
1:41:13	そういうものは絶対に使わないのか、それでも、か影響がなければ使う、使うのはですね、例えば同じデータでメーカーが同じで、硫黄のデータであったとしても、3号とほぼほぼ、
1:41:26	もうデータ同じだっていうふうに判断した場合はそういう、他号機のデータでも、今後も使うのがですね、
1:41:34	そういうだから、今回の件を受けて、
1:41:38	何が今までわかってて、何かわかってなかったのか、わかってきたことも含めて今後はどう
1:41:46	そのどうあるべきなのか、今後はどういうふうに対応、対策するのかということが、
1:41:51	書かれてないと思うんですよ。
1:41:55	そのところは我々ちゃんと
1:41:59	分析されて、それで4号の、
1:42:03	評価書づくりに反映させる必要があるんじゃないかっていう観点で指摘してるので、
1:42:10	そこら辺の今回の件を受けた考察みたいなのか、具体的な今後の対応っていうのが、
1:42:17	説明が必要になってくると思うんですけど。
1:42:21	そ素行について書かれてないってところをちょっと教えてもらいたいと思うんですけど。
1:42:31	発電所の笠原です。まず
1:42:36	7ページ目のところで、
1:42:39	原因として、
1:42:42	ズー8番ですね。
1:42:46	こちらは1月19日の審査会合でもお話を一部させていただきましたが、
1:42:53	2号炉の設備情報を参照することについて、評価さへの記載も行わず、
1:43:00	原子力規制庁に申請後速やかに説明を行わなかったという原因で、これ我々、やはり強く反省しておりますし、
1:43:09	ここについて、大きな原因となっていると認識を、思ってますしここで説明を、
1:43:15	させていただきました。
1:43:17	これについてですね。
1:43:19	8ページ目のところの、

1:43:22	Fのところの組織内外のコミュニケーションの強化というところで、
1:43:29	我々はこの
1:43:32	まさ組織内外になりますので、二つ目の矢羽根のところで、
1:43:38	そういうような、下 31 に該当するような過大なものをですね、見つけた場合にはちゃんとしっかり、意思決定会議で確認をした後にですね速やかに原子力規制庁にも、
1:43:52	説明等を行うということで、等という表現になっていますが、どういう会議媒体で、
1:43:59	このどういう説明方法でっていうのはありますけどここはしっかり、今後については合いをして参りたいというような方策を挙げて、
1:44:10	説明をさせていただきました。
1:44:12	それともう一つはですね、この後どういうふうに、同じような後続号機の中で参照するっていうことに対してどうやってやっていくのかっていうところはですね、
1:44:26	これは
1:44:28	今までこういうようなものが発生した場合に、どのような対応をすべきかということが明確でなかったというのが、(2)の委託先の⑨の問題で、
1:44:40	出ております。それについては、
1:44:44	当社もひっくるめて、どうやっていくべきかというところの確認をしていくということ、
1:44:51	考えております。今、
1:44:54	具体的に何を、この後はわからないとか、確認しても、何々合議参照とって何をすべきかっていう具体的なところを書いていないと、いないのはですね。
1:45:06	それも含めてですねそういうような事案が発生したときに何が一番説明的に、
1:45:13	良いのか、っていうのを組織的に確認する行為を、この組織内のコミュニケーションの二つの矢羽根の中で確認をしながら進めていくということ、
1:45:25	評価書作成時の手順の中にはっきり書いていくということで、アドベンにしたいというそういう
1:45:31	内容で今考えているところでございます。
1:45:35	以上です。
1:45:37	規制庁のトガサキです
1:45:41	そう。要はだから 7 ページにある 2 号炉設備情報さん参照している。
1:45:49	ことについて、駄馬参照しているってことですねまず、
1:45:54	これがどうどうなのか、だから結果的に間違ってた情報ですよ。それを参照するっていうことが、

1:46:02	したってことがどうだったのか。
1:46:06	それを規制式浸水承認評価書に書かないで、規制庁に、
1:46:12	申請時にはなかった。これについては言ってた方がよかったって話になると思うんですけど。
1:46:20	そういう考察とかですね、今後の
1:46:24	先ほど説明あった 8 ページのところ、
1:46:29	こういう、
1:46:32	報告された課題に対する対応とか
1:46:38	社内の意思決定の下階議員に報告して調整是正するって言ってるんですけど、今回の件があった場合は、どういうふうに調整してどうやって方は、判断するのかですね。
1:46:52	あとじゃあこの 9 ページ 2、
1:46:55	だから、設備当初に設備詳細仕様が確認できない場合の判断基準が今回みたいなケースがあった場合に、どういう判断基準になるのか。
1:47:07	そこを考察ですね。
1:47:10	で、それを具体的に今後 4 号のに向けてどういうふうに出されようとしているのか。
1:47:16	それが本来はちゃんと説明されるべきだと思うんですけど今のお話ですと、それはまだ決まってなくて、これから社内で検討しますっていうふうに、
1:47:28	聞こえたんですけどそういう理解でよろしいんですか。
1:47:36	発電所の笠原です。すいません表現方法的に、正しいかどうかって話ありますが、今、どういった新しい具体的な検討事案が出るかが、
1:47:50	わからないっていうことを、を前提として、そういうものに対して、処理を書類っていか検討していく仕組みを新たに強化していきますというような報告をさせていただいたというのが、
1:48:03	今私の表現でした。2 号機とか先行機を参照するってより具体的なことに対してじゃあ今東電はどう思ってるんだと。
1:48:13	いうことに対しての内容を、より具体的に書くべきと、いうようなご趣旨のコメントであれば、それについてケーススタディ的に、
1:48:23	それだとしたら今後はこうすると、というようなことの、説明の内容を拡充していくというところに関しては、検討させていただきたいと思います。
1:48:35	言いたかったことはですね、そういう 31 とか、こういう課題を担当者の一つのところで、上起きないで組織全体として何がいいかというのを、
1:48:47	説明性高い食う判断するにはどうすべきかというそういう仕組みをしっかり作って、漏れなく対応していきたいということを対策としてやっていきたいと、そういうことの思いになります。以上です。
1:48:59	はい規制庁とか、田崎です今後だから、どういう問題が出てくるかわかわからないので、そういう問題が出てきたときに、

1:49:09	どう対応するかっていう、そういう前、全体的な再発防止っていうのを考えるというのは当然必要なことだと思うんですけど、少なくともその今回発生した事象について、
1:49:22	どういうふうに、あの分
1:49:25	考察して、その同じことが起きないように、具体的にどういうふうに再発防止をするかっていうのは、そこのところはさ、最低限必要だと私は思うんですけど。
1:49:39	そこところが、我々だから、この前回の審査会合とかでも、はっきりしなかったんで、そこはだから4号炉の
1:49:51	コマ評価書の作成に向けて、ちゃんと分析とかされた方がいいんじゃないですかという趣旨で、指摘をさせてもらってると思います。
1:50:01	ただ、等で考えてもらえればいいんですけど、決まってないんだったらもう決まってないっていうふうに言ってもらえればいいんですけど、もうすでに決まって、ちゃんとこう対外的に説明できることであれば、
1:50:15	ちゃんと説明していただいた方がちゃんと今回のことも、
1:50:21	評価されてるし、今後のことも考えているんだということがちゃんと伝わるんじゃないかと思います。
1:50:33	あたしの笠田です。
1:50:35	はい、わかりました。
1:50:39	規制庁馬場です。
1:50:43	私からも一つあるんですけども、
1:50:47	結局、
1:50:49	ずっと我々今質問してましたけど一体何があって、何があったのか、それから、それを東電は、
1:50:59	原因とか、是正措置書いてますけども、その前に、
1:51:05	それをどう思ってるのか、意識の
1:51:09	問題。
1:51:11	例えば、
1:51:13	書き方としては、
1:51:19	修正を、訂正をすべきところという書き方をしてますけども前回の審査会合でこれは、
1:51:25	誤りなんですねという話を何度か確認させていただいたんですけど、最後は誤りですという言い方をされたんですけども、
1:51:33	これはこの審査に関係する書類に、
1:51:39	多数向後りがあると。
1:51:41	いうことは、当然さんはどう考えているのか。
1:51:45	ていうような、事実の認識、東電の意識、
1:51:51	というところもですね、何らかの

1:51:55	明確に書いた方がそれが結局原因とか是正措置に一气通貫で結びついてくるのでわかりやすいと。
1:52:05	いうふうに思うんですけれども、その最初のところを、
1:52:10	これをどう持っているのか、というところ。
1:52:14	そこも明確に記載される、いいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
1:52:26	はい、発電所ヒシカワです。
1:52:29	まず前回、149ヶ所誤りであったという認識を説明したというところでございますが今回は1ページ目の、
1:52:39	審査会合における指摘事項一覧のところ、開きましたけれども、事象2のところ、
1:52:46	括弧149ヶ所の誤りということで、誤りだったという認識が変わっておりません。
1:52:56	設備情報の誤りという表現であったり設備情報の訂正が必要となる箇所ということでちょっと書き分けといいますのは説明の中で、
1:53:06	転記誤りが18ヶ所ということと、
1:53:09	2号機の設備情報を参照したところが131ヶ所ということでちょっと書き分けて説明する必要がございますので、
1:53:17	このようにしておりますが、149ヶ所合計、
1:53:20	スケール誤りであったという認識でございます。
1:53:25	衛藤教科書においては、当然誤りがある教科書では、
1:53:31	ではなく、適切な評価書を出すということが必要であるとは、
1:53:38	このような認識でございます。以上です。
1:53:43	規制庁雨水数誤りというのはこの場合は、場所誤った場所が149ヶ所ありましたと。
1:53:51	ということなんですが、その誤りをもたらした行為、
1:53:58	先ほどまでずっと説明がありました、その一連の行為をどう考えているのか。
1:54:05	ていうところは、いかがでしょうか。
1:54:17	発電ヒシカワです。誤りがあった行為が、原因の分析しまして対策をして、今後再発しないようにすべきということで考えております。
1:54:50	あのですねちょっともう1項の、18ヶ所の誤りの、
1:54:56	県で5ページのところと、
1:55:00	あと今回追加されてる3、34ページの、
1:55:06	ところのちょっと説明がちょっとよく、
1:55:11	わからなかったんですけど。
1:55:13	6ページのあれですね(2)、2のcでべ。
1:55:19	JCOも参照しているのでこれはだから18件の誤りの、

1:55:24	再発防止ということでよろしいんですね。
1:55:31	はい。その通りでございます。規制庁のトガサキです。それで、34 ページの 00 っていうのは、これは実際何か誤ってたところの例なんですか。
1:55:47	はいその通りでございます。ちょっとそこのところを説明してもらえたんですけどどういうふうに誤ってて、
1:55:55	その原因がこういうところにあって、
1:55:59	こういう対策をとることによって、その誤りってのはなくなりますっていうところをちょっと説明してもらいたいですけど。
1:56:18	発電所のカサハラです。すいませんちょっと担当から説明させていただきます。
1:56:30	当然、統計上、
1:56:34	それらを説明させていただきます。今回誤りがあった件のうち、県につきましては、原則制御設備の雑巾において、転記ミスが生じておりました。
1:56:47	内容としましては、別紙 4、江藤ミウラが 34 ページのところですね、こちらの方に記載しています通り、都市設備詳細仕様表から評価書の方に、
1:57:00	同号を転記する際にですね、今回で言いますと温度継続性、装置、
1:57:07	ご覧入れるべきところを反映できなかったという誤りがされております。こちらに対する対策としまして、是正後の図書調査表になりますが、
1:57:18	こちらにつきましては評価書記載項目というところ欄をですね、追加して、まず設備対象表の中で、評価に記載すべき項目を明記するという
1:57:30	ことを、
1:57:30	対策、対策として考えております。具体的には今回の温度計測装置につきましては、DI小貫を抽出することが必要でしたが、こちらが評価書に反映すべきところが明確になっておりませんでしたので、
1:57:48	本会議を追加しまして、評価表記載項目、こちらにつきまして単ポツに江藤合計年間表対策、対策上直接すべき。
1:57:59	経年劣化事象ではない理想として指示計の使用ありということを明記しまして、そちらを主要調査票の中でまず、クローズさせます。
1:58:08	まとめた結果をですね、評価書に反映する際には単純に転記するというので、今回のような定義誤りを防ぐような対策として考えております。説明の方は以上となります。
1:58:22	規制庁のトガサキです新旧新旧代表だと何ページNoところになりますか。
1:58:36	東京大学の斎藤です。すいません
1:58:39	弁護、企画、ちょっと確認でちょっとご覧ください。
1:58:53	規制庁藤川です。
1:58:57	34 ページこれ、青と赤で下線が引かれている右下のこれ、T22 云々っていうこれは何ですか、この下線は。

1:59:10	何かできるここ違うのかなと思ったら同じように下線引かれてるんですけど。
1:59:18	破線の中につきましては前回から情報の方が変わっておりません。それから温度計測装置というのがTIPのPI。
1:59:30	614AとBということでは対象として挙げられておりまして、こちらの反映を今回誤ってしまったという記事になります。
1:59:40	はい規制庁フジカワわかりました。
1:59:44	わかったんですけど、どう。
1:59:49	これ、
1:59:50	すみません、評価書記載項目の1ってここがいいんですかね。
2:00:01	機器リスト。
2:00:03	ナンバーは下にバーツ。
2:00:05	G、
2:00:07	Dで考えると何か横軸よく列として追加するんじゃないんですか。
2:00:15	基本、
2:00:18	これはこれでいいんですけど。
2:00:26	発電所のヒシカワです。この
2:00:30	費用秒のフォーマットの改善の意味合いですね。
2:00:35	北野
2:00:37	34 ページの下の段の高経年化技術評価書で、主事系の特性原価について説明する。
2:00:45	に当たって、
2:00:48	対象となる
2:00:50	特性委員会。
2:00:52	について説明すべき、指示計はどういう種類の
2:00:56	変形があるかというのを、町を一覧表から拾ってくる必要があります。
2:01:01	その際に今までは左側の青いところにあります。
2:01:05	この表を見まして、その中からCCDPを、
2:01:11	1分を確認して拾ってきて、温度、
2:01:16	趣味系があればこの温度計測装置という、
2:01:20	言葉を入れる必要があるという判断をしていたわけですがけれども、
2:01:24	今後は
2:01:26	設備詳細仕様等を作る段階で、
2:01:29	査定率を1個付け加えてですね、ちイリエを使用しているといないかというのを、使用設備詳細仕様表を作る段階で、
2:01:41	拾ってですね、PIの

2:01:44	日締 20 日TIの 68 という指示計がありますのでここはちゃんの 2 行でいう。
2:01:53	ケアの部分はあるんだということをここで書き込むことで、評価書を作り込む段階ではこのありというのを確認した上で評価書を作ると。
2:02:03	ということで、広井茂呂は、
2:02:06	そのリスクが減るということ、水をなくすということ考えたものです。
2:02:11	規制庁府 10 行ですか。
2:02:14	いや、何となくわかったんですけど、単純にこの指示計の使用分のところを評価書記載項目ってしとけば、
2:02:24	このレツツいらなくありだったらその 3 ポツにウヤウヤって書いてなしたらならなして書けば、何か指示系の費用を生むっていう、
2:02:34	個別のあれを作らなくてもいいような気がしたんですが
2:02:39	そこは、はい、すいません細かい話です。おまかせしますすいません。
2:02:44	すいません。規制庁前です。
2:02:47	結局、これ、
2:02:49	天気がを誤るリスクが高い例えば天気が誤った場合はこの温度計測装置という、
2:02:57	これを書き漏らす可能性があったと。
2:03:02	だけどもこのようにしたら、確実にこの温度計測装置というのが書かれますよと、そういうことを言いたいんですよね。
2:03:14	発電所しかりです。この事例については、その通りでございます。ご理解の通りです。
2:03:22	規制庁のトガサキです新旧だのページがわかったんで
2:03:29	94 分の 32 ページの
2:03:32	あれですね前後見ると、もうもともと書いてなかったのが
2:03:38	訂正後で、
2:03:40	近藤継続装置ってのが変わってるので、それがまずわかるように 34 ページのところで、ここが抜けてましたっていう。
2:03:49	それをこういふことによって、抜けを防止できますっていうのをわかるようにまずしてもらえますか。正しい新旧で何かした、ちょっと字ちっちゃくなるかもしれないですけど。
2:04:01	それを下書いてもらえば、
2:04:03	どこが抜けて、何が高かったかってのがわかると思います。
2:04:09	それと、設備詳細仕様表が何の表なのかがわかかわからないんですけど、
2:04:16	これ何か対象のあれなんですかタイトルとかって、
2:04:20	ここはどっかに書いてないんですか。温度計ゾクソウ装置とか、
2:04:26	何のループ計器かってのがわかんないんですけど。

2:04:30	温度計測装置のリストだっているのが何かわかるようになってたんだっ たら、
2:04:36	そういうのを書いてもらった方がいいと思うんですけど。
2:04:38	いかがですか。
2:04:46	東京大学の斎藤です。いただいたご意見、しました。ちょっと記載内容 の方につきましては適正化を図るように改善を図っていきたいと思いま す。
2:04:58	規制庁のトガサキです。あと、ちょっと先ほど説明があったんですけど ループ計器 123 で、3 のところだけアンダーラインがあるのは、
2:05:08	この
2:05:09	ケーキがいろんな種類ありますけどこの 3 番目がC系ということなんで すか。
2:05:19	新カサハラですその通りになります。それをちょっと、このTIPのみ見れ ばわかるかもしれないんですけど、何か注記か何かで
2:05:30	このTIは温度計測装置ですとかっていう、要はこの表が温度継続装 置のことを表現していて、それぞれが、
2:05:41	この高経年化の評価書に木曾記載項目なんだっているのがわかれば、 それはちゃんと評価書の方に漏れなく、記載されますっていう、
2:05:52	のが、嘘それを、が伝わるような資料にしてもらいたいと思います。
2:06:00	発電所カサハラベース承知しました。
2:06:05	規制庁古川ですちょっと不勉強で恐縮なんですけどこのTTTSTIってそ れぞれ何を指すんでしょうか。すみません、教えて。
2:06:18	継続性の井口と申します。定義っていうのはサーモのエレメントを指しま して、現場で配管詰まりをされているところの検出器の末端でございま す。
2:06:30	. 0 っていうのは温度の
2:06:33	トランスミッタアビルマツノ信号変換するようなこととございます。
2:06:37	TSというのはサーモンスイッチですね、温度凍るとか、ああいうインタ ーロックに関わるべき。
2:06:46	最後の提案というのは 3 分地形といいましてこちらがCKという形がご ざいます。以上です。
2:06:56	規制庁古川ですわかりました。ありがとうございます。
2:07:00	あと今日規制庁のトガサキですけど 18 件の誤りについて増、5 ページ の原因と 6 ページの
2:07:10	是正措置処置の関係なんですけど、まず原因原因のところは、担当 者、
2:07:17	の話しか書いてないんですけど、
2:07:20	6 ページの方では、
2:07:25	このチェック項目とかってあるんですけど、このもともこの担当者がミ スをするともうそれは誰も発見できない仕組みになってたんですか。

2:07:43	発電所の笠原です。まず、評価書についてはですね、担当者の方って いう作業については、まず
2:07:53	主要調査票と、評価書への展開については、ダブルチェックということ で、今、各主管グループが、
2:08:04	2人で確認をしています。
2:08:07	そこで今、今回18ヶ所については、そのダブルフェイラーが起きたとい うことが事実になってます。管理者は何をしていたんだということになり ますけれども、
2:08:18	管理者については、また同じような、トリプルチェックではなく、業務につ いて、決められたルール通りやってるか、ということの確認をしていた と、ということになりますので、
2:08:30	トリプルチェック側のところの対応はしておりませんので、何もしなかつ たということではなくて、ちょっと視点が違って、確認見つけることができ なかったというのが事実関係になります。
2:08:44	規制庁のトガサキですけどちょっと
2:08:48	ちょっと、ちょっと図が違うかもしれないんですけど33ページの
2:08:55	図を見ると、
2:08:57	設備詳細仕様表というのは、
2:09:02	これは
2:09:06	33ページ見ると東芝、東電設計、
2:09:11	当社のところに書かれてるんですけど、
2:09:15	今回の転記ミスっていうのはまずどこで起きたんですか。
2:09:24	発電所のカサハラです。
2:09:27	東電設計の委託先加古委託先ですけども、今延期ミスが起きているの は、この設備詳細中央表の放電設計が評価書へ、
2:09:39	展開する、この緑色に上がる時ですね。
2:09:43	この時に、評価書の案を作っていただくんですけども、その案を作る ときにまた転記ミスが出ています。
2:09:53	そのうちに当社にその評価書案が提出されますので、その評価書案を 提出されたものに対して、
2:10:01	設備主管グループが各所管設備単位、
2:10:05	設備詳細仕様表等、他技術評価書の状態について反映状況を確認 していくというところでは確認行為になります。
2:10:16	なのでどこで起きたのかというと、当然設計の案を作成する段階で電気 ミスが起きて、照査のその確認行為のところ、
2:10:26	確認ミスが起きているというそういう中で申請が店施設様の方に申請 されてしまったということになります。以上です。
2:10:37	規制規制庁のトガサキですちょっとさ、34ページにもう戻ると、この
2:10:44	二つ、経験がSURC確認不足があったっていう原因があるんですけど。

2:10:50	まず
2:10:53	経験ですね経験というのはだから、東電設計の人も、当社、当社の人 も、
2:11:01	このあれすか
2:11:03	計器、ここの表を見て、温度計測装置が存在するっていうのは、それは わかる経験はあったってことでよろしいですか。
2:11:18	発電所の笠原です。まずこの担当者の方は、温度計測装置イコール間 ということの確認は当然、
2:11:29	認識は持っています。
2:11:32	経験がなかった、あまりこう、
2:11:36	浅くってところの話はですね、この設備詳細仕様表自身を見るって いう機械の経験が、
2:11:44	2号機の最近であっても3年前になってしまうので、この表自身をこう見 るっていう経験が浅かったということで、今回の説明資料として報告をさ せていただいております。
2:11:58	以上です。
2:12:00	はい。それで、表を見る経験が下がったっていうことで、
2:12:08	表には、家温度計測装置があるっちゃうことはわかってたんですけど、 それぞれを評価書に書かなければいけないっていう。
2:12:18	認識がなかったっていうことなんですかね。
2:12:25	その発電所のカサハラです認識は、この思っていたんですけども、この 表がすごく多く多数の項目で書かれていますので、
2:12:36	その多くの個数等からDIというのを探してですね、それを教科書に展開 するっていう、そういう
2:12:44	判断といいますか今日を見た上で、それを見つけるといいますか、そう いうところに対して、この表を見る機会があまりなかったのも、その経 験が浅いので、
2:12:56	転記するところに漏れを作ってしまったと、というような状況です。
2:13:01	はい。規制庁登坂です。次に、確認不足っていうのは、まず確認する
2:13:09	すべてのあったんですか。確認するすべがあつて、確認することになっ てたんですか。
2:13:21	発電所のカサハラです。確認の仕方を含めてですね、標準化統一化を 図ったやり方がありましてそれで確認する行為は、
2:13:32	ダブルチェックという形で進めておりました。
2:13:36	その中で今回漏れてしまったということになります。
2:13:40	ルールとしてはかちゃんと確認するルールになってたんだけど、
2:13:48	すごいデータが多かったり、
2:13:50	あれですか経験が下がったので、その確認が抜けて参りましたというこ と。

2:13:56	ですかね。
2:13:59	長谷部カサハラです。その通りでございます。規制庁のトガサキですねそれで、その確認というのはその担当者以外に、まだ、さっきのそのダブルチェックで、
2:14:10	委託先等、
2:14:12	当社っていう確認はすることになってたと思うんですけど、
2:14:16	当社の中で再確認とかそういうシステムはなかったんですか。
2:14:26	発電所の笠原です。すいません順を追ってお話をさせていただきますと、東電設計の評価書案を作成するところの、
2:14:37	段階で、シバサトウ前設計内で、ダブルチェック 2 人の人が確認をしております。
2:14:43	当社に案が上がってきた後、評価書として確定する時にも、方でも、当社内で、
2:14:51	ダブルチェック 2 人で確認をして、傘を確定しています。なので、案の作成段階で 2 人、当社の中で 2 人、
2:15:01	管理者は当社の管理者はその業務のプロセスについて確認ということを行っています。以上です。はい、わかりました。そのチェック確認者の体制は、
2:15:15	6 ページのところそこは甲斐変更はしない。
2:15:22	ということによろしいですか方待っただけ変えて。
2:15:25	確認の他の体制は変わらない。
2:15:29	という理解でよろしいですか。
2:15:31	発電所の笠田です。今、体制については、確認、変える考えはありませんという今回の原因は、やはりその
2:15:42	フォーマットがすごくわかりづらいついていうところが大きな要因だと思っておりますので、フォーマットを、まず直すということと、あとフォーマットのどういうところを確認すれば抜けなくできるかという、そういう確認項目を明確にして、
2:15:58	大きな多数ある、この表の中でここを見に行けばいいんだよっていうと、ところを明確にするということで、倒れがないようにすると、そこを対策としております。以上です。
2:16:14	さっき規制庁のトガサキです
2:16:17	そうするとですねさっきの 34 ページのフォーマットっていうのは、これ委託先の方のフォーマットを変え改善して、
2:16:28	当社の方は、
2:16:32	これまたチェックリストみたいに作るんですかねこ、それとも何かこことかチェックしろとかっていう、マニュアルを、
2:16:40	手順を作るのか。
2:16:42	というのを教えてもらいたいんですけど。

2:16:45	保健所の笠原です。6 ページに書いてあります通り手順の中で、反映を当社側はしようと思っています。フォーマットを改善するのは、委託先側の方で考えています。以上です。
2:16:58	はいわかりました。
2:17:06	規制庁の前です。今のところもう一度、もうちょっと教えて欲しいんですけども。
2:17:12	委託先で、
2:17:15	ダブルチェック。
2:17:17	これ、Ⅲと抜けたので、フォーマットを、このように、34 ページのように、
2:17:25	よく、よりわかりやすいように、
2:17:29	改善して、是正して、
2:17:32	委託先のダブルチェックは、も含めて、より良くなると。
2:17:39	それから、当社というところで、これ担当者も 2 人でダブルチェックと、
2:17:45	で、この時の自制措置っていうのは、
2:17:52	これもう一度ちょっと教えてもらえますか。
2:18:02	発電所のカサハラです。当社の方はそのⅣ全うの方は、委託先がありますので、その改善されたフォーマットのうちより、
2:18:12	評価書を展開する場所を、
2:18:16	どこを包括して確認すればいいのかというようなものを、わかりやすいような内容を手順に反映をして、
2:18:25	経験の浅い人間でも、どこを確認すればいいかっていうそのコツといいますか、そのカナダやらねばならないことを、しっかり手順に落として、全員がその部分を見れば、漏れがないようにっていうことを、
2:18:39	評価書の中で展開していきたいと思っています。以上です。規制庁前です。例えばということですけども、この 34 ページのような、
2:18:50	設備仕様フォーマットの会議で清坂これも、
2:18:54	その当社というところで使用していくという、そんなイメージなんでしょうか。
2:19:02	高沢です。その通りでございます。なるほどだから是正版のところでは後のバージョンのありっていうところを何か例示をするなりしてこのこういう部分については全部見たかと、いや見ることということをや面的にわかりやすく、
2:19:16	提案書に書いていきたいと思っています。以上です。規制庁前です。わかりました。ありがとうございます。
2:19:29	規制庁のトガサキです。すいません 131 ヶ所の件でちょっともう、ちょっと確認したかったことがあったんですけど、7、7 ページの(2)の⑩とか、
2:19:44	サトウ、あれですよ
2:19:49	8 ページのFFの蓋通目の矢、矢羽根のところの工程遅延等の話なんですけど、

2:19:59	ちょっと説明あったかもしないんですけど今回この工程がマーチギリギリになったとかそういうのが、
2:20:07	今回の先行炉のその情報を、
2:20:13	引用していることを規制庁に、言わないで使用したっていう。そそれにどういふうにちょっと繋がってきてるかってのがちょっとわからないんですけど、
2:20:25	何のためにこの原因として、10、10番に上げているのかっていうのをちょっと説明してもらえますか。
2:20:41	先週のカサハラです。先ほどの担当者と管理者で取りまとめ箇所におけるところのコミュニケーションエラーのところにつながるんですけども、
2:20:51	まず担当者の方は、
2:20:57	2号機のデータを参照して僕を人を作ってますよってことを管理者に言ったつもりでいるんですけども、管理者とは理解していなかったと。
2:21:08	そういう事実のときに、担当者の方が、そういうデータを参照して報告書を作らなければならないと思ったところに対しては、その報告書の
2:21:18	その提出期限というのが当然迫ってきておりますので、
2:21:22	そういった中、先ほど
2:21:27	委託先の方から、
2:21:30	技術までには、そういうデータがすべて整わないということも確認していましたので、なので、高経年化技術評価に影響がないっていうことも、主管グループで確認をいただいておりますので、
2:21:43	そういうところも踏まえながら、
2:21:47	報告書を提出しようということに、
2:21:50	判断としてなったということ考えた場合に、先ほどの委託の仕様書の中で、契約の
2:21:59	仕様書としては、全体契約の報告書の時間ではなくて、設備詳細仕様の調査結果の提出期限というのをですね、書いておくっていうことは、
2:22:11	非常に大切なことだろうということで、口約束ではなくてちゃんとしっかり書くということに繋がっていくと。
2:22:17	ということが、今考えてる内容になります。
2:22:21	以上です。規制庁のトガサキですそう。時間的にあれですかもう申請も間近になくなって、
2:22:32	情報が無いっていうことがわかって、
2:22:35	それをあれですか申請に間に合うために、
2:22:42	その情報がなかったんですけど先行のを用いて、
2:22:48	MaaS本それをやった人は、管理職には伝えたつもりだったんですけど、
2:22:55	管理職の人はそこ、その認識はなかったっていう。
2:23:00	ということですか。

2:23:06	発電所のカサハラです。担当者と管理職の認識の違いについては今田崎様の言われた通りの認識の通りでございます。
2:23:15	担当者の方のその判断としては、その工期が迫っているということも当然ありますけども、大きなところは、その評価書に、
2:23:27	影響にないところを、であるというところを一つ一つ確認しているということもあって、これなら、
2:23:36	参照するところで書かなかったことを大変申し訳ないという人もそれを入れてはならない方だと今考えておりますけども、そういうような、
2:23:43	ことの判断のもとで、行ったということで、報告させていただいております。以上です。規制庁のトガサキです。
2:23:52	どうぞ。だからちょっと工期との関係がちょっとわからないんですよ
2:23:56	だからここ、別にあれですよ。申請差し迫ってなくても、同じ判断をしたっていうご説明だと思うんですけど。
2:24:07	高うこうきかもCだから、
2:24:10	定数時期がもっと早かったら、
2:24:13	こういうことが起きなかったのかっていうのがちょっとわかんないんですけど。
2:24:22	発電所の石川です。7 ページ目の 10 番で書いているのは、
2:24:30	再委託先の、
2:24:32	東芝、
2:24:33	調べるですね仕様調査が、
2:24:38	十分終わっていれば後から今回のようにデータが出てくるということではなくて、
2:24:47	初めの段階で、データ替えられていたということになりますので、この 10 番を書いているものです。
2:24:57	すいません規制庁深瀬今の説明ちょっとわからなかったんでもう 1 回お願いします。
2:25:07	発電所はカサハラです。
2:25:10	10 番のところは、
2:25:14	法令設計が、再委託先の東芝に委託した設備仕様の調査において、委託しようし、
2:25:24	後に使用調査結果の提出時期を明示していません、口頭で話をしていたので、認識が統一できなかったこともあってですね。
2:25:34	使用調査の結果の提出時期ってのはそれはもうもちろん 3 号機の規制庁への提出申請時期等、マッチした時期になってますので、
2:25:47	そこに対して、
2:25:50	意識統一が図れてなかったのものでそこまで全部確認することができなかったということになっています。
2:25:57	なので、これが高崎さんが言う通り、ちゃんとこれは期限通りに、

2:26:02	2、提出期限が設定されて、なおかつ東芝から守られていたとすれば、これは2号機のデータが、を使うことはなく、3号機のデータですべて行われるということで、
2:26:15	なったと思って終わっていますしそういうようなことの思いから、ちゃんとしっかり、今後はそういうし、
2:26:25	契約行為の報告書の提出期限ではなく、主要調査の
2:26:30	提出期限をしっかりホールドポイントして書いていくという対策をうたっています。以上です。
2:26:37	規制庁のトガサキですけども、33三瓶G、
2:26:45	ちょっと確認なんですけど、要は、⑩の委託先が見えたメーカーに委託した支障調査っていうのは、
2:26:55	あれですか確認コメントっていう例で提出っていうのが、
2:27:02	あれですか
2:27:04	この時期が書いてなかったから、ぎりぎりになったということなんですか。
2:27:10	おっしゃる通りでございます。
2:27:12	でこれが遅れて、
2:27:16	その東電設計の中でも、
2:27:19	データの突き合わせとか、
2:27:22	あと、当東電での再確認とかっていうのが必要だったんですけどその時間がなくなっちゃったってことを言いたいんですか。
2:27:38	発電所1ヶ月、この33ページ目の再委託先の東芝から放電設計にしよう。
2:27:49	調査結果を出すもののうち、
2:27:52	一部のものが、
2:27:57	遅れていたということになりましてそれ、
2:28:00	ありましたので、メーカーから、仕様なんですよ、設備詳細書が確認できない箇所が、
2:28:08	あるということでその後の
2:28:11	影響評価といいますか、評価結果には影響を与えないかという活動に繋がっていく。
2:28:18	だということがありますので、
2:28:20	この再委託先の調査にあたっての目標時期の、
2:28:26	選定を仕様書の中で明確にすべきだということを考えたものです。
2:28:32	この規制庁のトガサキですけど、その一部一部のその情報の定数が遅れたっていうのはこれいつなんですか、いつ頃なんですか。
2:28:42	ただその申請書が提出される前だと思うんですけど。
2:28:48	どれぐらいの場合に、

2:28:52	その程度提出されたんですか。
2:28:57	発電所のカサハラですそれは
2:29:00	8月の申請にあたって、順次提出されてきますので、いつ頃かと。
2:29:07	言われますと、
2:29:10	あと半年とかそういう長いスパンをかけて順次出されるとそういうような状況です。
2:29:17	規制庁の鳥羽ですけどそうするとその半年間の間に順次データが出てきて、それで、
2:29:28	あれですよどこら辺で
2:29:32	あれ何か確認をしたら、何か
2:29:37	あれですよと東芝はもう自分で自分たちで確認してるわけだからその2号の情報化というのももうわかったわけですよ。
2:29:45	だから、何かその東芝の定数期限がすごい逼迫してたっていうのであれば、節設備2号の情報を確認しないで、
2:29:58	水島してしまうってのはあるかもしれないんですけど、
2:30:01	どうしてあれですね。
2:30:05	申請キーが近づいてきて、情報が確認できない情報がどんどんどんどん展開されてるのかっていうのが、
2:30:13	ここのケース時期との関係で、ちょっと結びつかないんですよ
2:30:22	そ素行がだから、
2:30:25	ちょっと今までのご説明だ等、もう、
2:30:28	2号と3号ってほとんどメーカー同じだし、同じものだと思って、それで、
2:30:35	同じ情報を使って申請されさしましたって、
2:30:41	あとで確認したら、実は2号の情報と参加情報違ってたってということが後でわかりましたということだったと思うんですけど。
2:30:51	だから、何かその訂正時期がもう少し早ければ、
2:30:57	そういうことが起きなかったってところがちょっと結びつかなくてですね。
2:31:02	そのところだてセキが早ければ
2:31:06	あれですから東芝が、添3号の情報をちゃんと確認して載せる。
2:31:13	そういう、ただ、あれですかね、時間的な余裕があったってということなんですか。
2:31:26	そんな。
2:31:35	発電所のカサハラです。
2:31:38	すいません。この33ページでいきますと、
2:31:43	東電設計と東芝ESSのこの提出確認コメントというのが、
2:31:50	フェーズと期限に間に合うように全部が乾燥できれば、これはまず3号機のデータにすべて置き換わって、

2:31:58	評価算定されるってことは、これは間違いないですし、そういう、
2:32:04	管理を我々も目指しておりました。
2:32:07	なんですけど先ほどのコミュニケーションエラーっていうところで、当社の のところもありましたけども、
2:32:15	委託先と、
2:32:16	そういった再委託先、東電設計と東芝ESSの管理強化という言葉を使 いましたけど、その意識統一が図られてなかったのが、乾燥するこ とができず、
2:32:28	申請時期を迎えて、一部参照するという事で影響評価の方に、
2:32:36	判断に流れたということになって、
2:32:39	今の状況はそういうことになります。
2:32:42	規制庁のトガサキですけど普通、締め切りが何か決まっていた方が
2:32:48	その締切に間に合わせるために時間がなかったら、その中、わかって ない情報も出すっていうことになると思うんですけど、締切が決まってい なかったら、
2:32:59	ちゃんと全部そろえてから、ちゃんとしたデータを、ぎりぎりになってでも いいから提出しようという、思わないんですかね。
2:33:11	発電所の方でそこが今、問題提起として出す出してるところで、
2:33:18	東芝の締め切りの意識っていうのと、
2:33:21	大野郷殿設計自身も、締切に対する管理っていう面で弱さがあったとい うところなんです。
2:33:29	規制庁のトガサキですそうすると、あれですかその提出時期っていう認 識はあんまり持ってなくて、飯塚Dを集めて出せばいいというふうに考え てたんですけど、急に、
2:33:41	申請日が一決まって、とりあえず、じゃあ日までに何か出してください って言った時に、その時にまだそのデータをまだそろえてなかったんで、
2:33:54	ちょっと時間が間に合わなくて、問題ないものは、先行の自動を使った という、そういう流れなんですか。
2:34:08	大戸。
2:34:11	多くは、ごめんなさい。8月の風大枠はその通りなんですけども、ここで 書いてあるものは、東芝は、
2:34:22	この申請期日までに、
2:34:25	すべてを提出するっていう認識としては、
2:34:29	当然設計と同じ思いでなかったということです。当然設計は当然申請ま での時間はわかかっていて、
2:34:39	その時期に合わせるように、同省に対して、
2:34:45	ここ出してくださいというお願いはしていたんですけども、その東芝の方 の、ここはもともと生成期限に対応して、期限っていうのに、認識が統一 されておられないので、

2:35:00	その評価する影響がないっていうところに、
2:35:04	のところじゃ評価者影響あるってところを全部出し切っていたらいいんですけど、ないっていう補足の部分のところについては、
2:35:11	そういう、
2:35:13	目標時期の認識がよかったために、出すっていう行為に対しては、必ずしも全部という認識は持ってなかったと、そういう統一の意識としては弱さがあったと。
2:35:25	いうことを、事実として確認しております。
2:35:30	規制庁藤川です。でもそのあやふや仕様でも、
2:35:36	125号の時はできてたんですか。
2:35:42	発令者の笠原です。1月19日審査会合でもお話をさせていただきますけど125号機については、すべてのデータを確認した後、
2:35:54	AとDたあのを整理して申請書を出してますので、同じことは起きておりません。
2:36:06	規制庁藤川です。何か。
2:36:09	融度な3件をやって、今更3号でそんなことになったってうちのちょっといまいちよくわかんないんですけどとりあえずそういうことだというのはとりあえず事実としてははい、了解しました。
2:36:25	発電所のパスあるですけども、
2:36:28	東芝さんと、東電設計さんのその委託の仕様書の期限っていうのが、規制庁さんへの報告期限よりも、
2:36:42	後までですね、要は8月の10日のリミットに対して、報告書、その作業委託して作業自身の報告書の取りまとめもありますので、
2:36:52	9月の30日っていう日にちがありますけれども、そういう日にちに対しては、東芝の菅高久対応をとっていたところなんですけども、
2:37:03	8月10日というリミットに対しては全体で共有が図れていたかっていうと、認識統一に弱さがあったというところがございます。以上です。
2:37:51	規制庁すいませんー応確認なんです、今出てきて9月30日っていうのは要は、だから、東電設計さんと東芝さんの中でこのPLMだけじゃなくていろいろ契約があっただけで、
2:38:05	このPLMの8月10日までに出してとかそういうその辺の締め切りが明確になってなかったってそういうことですか。全体として9月30日なんで、当初的には5月37日みたいな感じになってたってそういうことですか。
2:38:23	発電所の笠原です。後半は、の、ここ内容は合っているんですけども東芝さんと、
2:38:31	当然設計の中ではその全体の契約っていうところ、ちょっとあれですけどこれPLMIに特化した形の契約で、PLMの契約として、その仕様調査の
2:38:43	委託期間は9月の30。
2:38:46	ということで、お互いに合意をしてたというところなんです。報告期限の、

2:38:53	生徒さんへの報告の申請は、それは口頭で確認をしていた程度だったというのが事実になります。以上です。
2:39:25	規制庁藤川です。なんで申請日までについていう契約になってなかったんですか、それは。
2:39:32	あれですか、審査が始まった後も何かしら聞いたりするかもしれないから、契約としては長めになってたとかそういうことなんですかね。
2:39:45	発電所オガサワラです。これは東電設計さんと東芝さんの契約中で、御社としてはなかなか言えないところになりますけど推測としては今藤川さんがおっしゃった通りのこともあると思ってます。以上です。その規制庁フジカワそうですね。
2:40:02	客先と、
2:40:03	ですからはい。
2:40:41	伊勢。
2:40:42	規制庁藤川です。だから、もう1回、すみませんのため確認ですけどよ。期限があればそのときまでに、東芝としては必要な設備焼成費用とか、
2:40:53	エビデンスとしてちゃんと持ってたから期限さえ切れてればそれまで出せましたってそういうことなんですかね。だからこの原因としてこれが挙げられているとそういうことですね。
2:41:05	発電所カサハラです。その通りでございます。
2:41:08	はい、わかりました。
2:41:38	規制庁藤川ですけど。
2:41:40	とりあえず、質疑としては大体以上なんですけど今、
2:41:44	資料とりあえず今の形だと、今聞いた内容とかをまた会合の場で説明してもらおう必要が、
2:41:53	出てくると思うので、書けるところはちゃんと事実として書いていただきたいというのがあります。
2:42:01	とりあえず以上です。
2:42:04	20日カサハラです。藤川さんのいろいろご助言いただいてありがとうございます。こういった面もありますので、もし、
2:42:14	まとめましたらもう一度資料を取りまとめますので事前の面談等でご確認、もう一度、
2:42:21	助言といいますか、精査のそういうことに対してご協力いただけないかなと思うんですが、なぜ面談の機会っていうのは審査会合の14日と話をキムラ聞いておりますけども、
2:42:34	その事前にいただけないでしょうか。
2:42:37	とりあえず資料をもんら資料は、修正したやつは、
2:42:43	見せてください。それで再度ヒアリングするかまだその時判断します。

2:42:54	はい。承知しました。では早めに資料の方をご準備いたしまして、補足いたしますので、ぜひ面談についてご検討いただければと。
2:43:06	幸いです。よろしくお願いいたします。
2:43:09	はい。
2:43:10	とりあえず、
2:43:12	規制庁側からは以上です。東電さんから何かありますか。
2:43:20	ありがとうございます。当然本社はコメントありません。よろしくお願いいたします。
2:43:29	発電所側の方も特にありません。ありがとうございます。はい。
2:43:34	では本日のヒアリング、以上で終了したいと思います。ありがとうございました。
2:43:40	ありがとうございました。ありがとうございました。ありがとうございます。ありがとうございます。